

新市建設計画

中津川市・恵那郡北部町村合併協議会
中津川市・山口村合併協議会

令和元年 12 月変更
中津川市

目 次

1. はじめに	2
1-1 計画策定の方針	2
1-2 合併の必要性	3
2. 新市の概況	4
2-1 地域の現況	4
2-2 合併市町村の現状と課題	8
3. 基本方針	10
3-1 新市の将来ビジョン	10
3-2 新市における地域構成の考え方	11
3-3 新市建設の基本方針	14
3-4 新市の主要施策	18
4. 基本計画	19
4-1 環境都市づくり	19
4-2 健康福祉都市づくり	23
4-3 文化学習都市づくり	28
4-4 拠点都市づくり	34
4-5 産業都市づくり	39
4-6 元気都市づくり	45
4-7 防災・情報都市づくり	51
5. 新市における県事業	55
6. 公共的施設の統合整備の方針	58
7. 財政計画	59

1. はじめに

1-1 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、中津川市、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村及び山口村（以下「関係市町村」という。）の合併により新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画（以下「計画」という。）を策定し、その実現を図ることにより関係市町村の速やかな一体性の確立及び地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の内容

① 計画の対象となる地域

関係市町村の地域とします。

② 計画の期間

計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、令和6年度までの期間について定めるものとします。

また、新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

(3) 計画の構成

計画は新市を建設していくための「基本方針」、また、これを実現するための新市の根幹となる事業を取りまとめた「施策・主要事業」と「公共的施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

(4) 基本方針及び施策、主要事業

計画策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ・関係市町村の総合計画及び任意協議会で確認された「新しいまちの将来ビジョンを創りあげるために」を尊重します。
- ・関係市町村が持つそれぞれの地域の文化・伝統等を尊重します。
- ・関係市町村がそれぞれ抱える政策課題等を合併後の地域全体の課題として、対応策を検討するとともに、合併による効果が期待できる新たな事業について検討します。
- ・計画の推進によって、合併後20年間にまちづくりの基盤体制を確実に整えるとともに、債務の軽減など合併特例措置がなくなる20年後を見据えた中長期的展望にたって策定します。
- ・新市への移行の際は、住民生活に支障のないように、住民サービス及び住民福祉の向上に努め、住民の意向を反映したハード・ソフト両面の整備の推進を図ります。
- ・均衡な発展及び公平な負担の原則に立ち、行政格差を生じないように努めます。
- ・地方分権への対応及び行政の効率化等を図るため、事務事業の見直しに努めるとともに、適正な職員体制等行政改革を推進し、行政組織及び運営の合理化を図ります。

- ・県が事業主体となる事業は、県を越える合併であることから、岐阜県、長野県との十分な協議を進め、県事業の推進を要請します。

- ・合併特例債等の地方債の活用については、財政計画を踏まえ検討します。

(5) 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域のバランスや合併によって住民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう十分配慮します。

(6) 財政計画

財政計画の策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ・合併後においても健全な財政運営を行うことを基本とします。

- ・財政計画は、人口の将来見込みや新市のまちづくりを加味した計画とします。

- ・地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積らず、合理的で健全な財政運営に裏付けられた財政計画とします。

1-2 合併の必要性

私たちのこの地域は、JR 中央線、中央自動車道、国道 19 号、256 号、257 号等の交通網を中心に強い結びつきがあります。時代をさかのぼっても、中山道や南北街道、北恵那鉄道などの交通網でむすばれ、また木曾川水系という同じ流域にあることから、地縁血縁の濃い、一体感の強い地域であります。また、近年の交通手段の高速化に伴い通勤通学、買い物等の生活圏は拡大し、インターネットなど、情報通信手段の発達による日常的な交流も活発化しています。これは、これまでの行政区域の枠組みを大きく越えているものです。

このように関係市町村は元々一体感のある地域であり、福祉やごみ・し尿処理などについては、既に一部事務組合等の設置による広域行政を展開していますが、社会経済情勢の変化に伴い、住民のライフスタイルや行政に対するニーズが多様化、複雑化し、さらに少子・高齢化の進行による福祉・医療等の行政需要はますます増大するものと予想されます。また、我が国の地方自治は行政システムの構造的改革の中で地方分権が本格的に進展し、国・県からの権限委譲、財源の見直し等が進んでいます。現在の各市町村の厳しい行財政等の状況では、適切な行政サービスを維持していくことが困難になっています。

8 市町村が合併し、生活圏と行政区域が一致することは、広域的視野に立った新しい事業展開及び、効率的で質の高い行政サービスを進め、この地域が一体となったまちづくりに取り組むことであります。8 市町村のそれぞれの個性あふれる資源を有効に活用し、一体となったまちづくりに取り組み新しい中津川市をつくりあげることより、厳しい現状をのりこえ、一つになってこの地域の更なる飛躍を遂げることが求められています。

2. 新市の概況

2-1 地域の現況

(1) 位置、地形、面積

新市は、岐阜県美濃地方の東端に位置し、北は益田郡、東は長野県、西は恵那市及び加茂郡、南は恵那郡南部に接しています。

地形は、飛騨山脈、木曾山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曾川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる中山間地域です。

新市は南北約 50 km、東西約 25 km、総面積 676.38k m²、うち森林面積 538.30k m²で森林の割合は 79.59%、農用地面積は 48.16k m²で構成比は 7.12%となります。



地目別面積

面積

単位:k m²

市町村	総面積	農用地	森林	宅地	その他
中津川市	275.98	24.87	202.62	10.97	37.52
坂下町	29.77	2.43	22.31	1.01	4.02
川上村	29.33	0.73	27.06	0.16	1.38
加子母村	114.16	2.93	105.98	0.80	4.45
付知町	73.36	2.58	64.02	1.36	5.40
福岡町	84.29	8.23	65.22	1.29	9.55
蛭川村	44.82	3.48	34.46	0.79	6.09
山口村	24.67	2.91	16.63	0.52	4.61
合計	676.38	48.16	538.30	16.90	73.02

構成比

単位:%

中津川市	9.01	73.42	3.97	13.60
坂下町	8.16	74.94	3.39	13.51
川上村	2.49	92.26	0.55	4.70
加子母村	2.57	92.83	0.70	3.90
付知町	3.52	87.27	1.85	7.36
福岡町	9.76	77.38	1.53	11.33
蛭川村	7.76	76.89	1.76	13.59
山口村	11.80	67.41	2.11	18.68
合計	7.12	79.59	2.50	10.79

資料 平成 14 年岐阜県統計書、平成 12 年長野県統計書

(2) 気候

新市の気候は、内陸型高冷地気候に属し、年平均気温は 14℃前後ですが、市の南北で 1～2℃の気温差があります。年間降水量は 2,000 mm前後と多雨ですが、冬季は夏季の約 1 / 4 の降水量で、冷え込みの厳しさと比べ降雪は少ない気候と言えます。

中津川市の年次別気象の概要

単位：日・℃・mm

区分	日数		気温			最大日雨量	年間降水量
	雨	雪	平均	最高	最低		
平成 14 年	116	7	14.0	36.1	-6.8	84.5	1,462
平成 13 年	205	10	14.4	39.5	-8.5	70.0	1,568
平成 12 年	164	7	14.4	37.0	-8.5	278.0	2,083
平成 11 年	134	8	14.7	36.5	-9.0	152.0	1,876
平成 10 年	175	4	15.3	36.5	-9.5	155.0	2,329
平成 9 年	160	7	14.1	34.5	-9.0	99.5	2,057
平成 8 年	143	7	13.6	36.5	-12.0	83.8	1,745
平成 7 年	142	6	13.7	38.1	-8.5	101.5	1,874
平成 6 年	119	8	15.0	39.5	-9.5	62.0	1,176
平成 5 年	154	0	13.6	34.5	-6.5	102.0	2,081

資料：中津川市消防署

(3) 人口と世帯数、産業構造

平成 12 年度の国勢調査では、新市の世帯数 26,220 戸、人口 85,004 人となっています。昭和 40 年からの人口の推移をみますと、4,268 人の増加となっていますが、平成 7 年からの 5 ヶ年については、383 人、0.4%の減少となっています。

年齢 3 区分別人口は 15 歳未満が 13,085 人(15.4%)、15～64 歳が 52,611 人(61.9%)、65 歳以上が 19,305 人(22.7%)です。

産業別就業者数は第 1 次産業が 2,833 人(6.5%)、第 2 次産業が 19,191 人(43.9%)、第 3 次産業が 21,609 人(49.6%)となります。

各市町村の人口

市町村名	世帯数	人口 (人)	構成比(%)			構成比(%)			世帯当 り人員 (人)
			15歳 未満	15-64歳	65歳 以上	15歳 未満	15-64 歳	65歳 以上	
中津川市	17,800	54,902	8,536	34,854	11,509	15.5	63.5	21.0	3.08
坂下町	1,709	5,834	753	3,463	1,618	12.9	59.4	27.7	3.41
川上村	295	1,017	176	542	299	17.3	53.3	29.4	3.45
加子母村	988	3,411	563	1,847	1,001	16.5	54.1	29.3	3.45
付知町	1,870	6,825	1,062	4,034	1,729	15.6	59.1	25.3	3.65
福岡町	1,932	7,123	1,123	4,364	1,636	15.8	61.3	23.0	3.67
蛭川村	1,004	3,852	593	2,329	930	15.4	60.5	24.1	3.84
山口村	622	2,040	279	1,178	583	13.7	57.7	28.6	3.28
合計	26,220	85,004	13,085	52,611	19,305	15.4	61.9	22.7	3.24

資料:平成12年国勢調査

人口の推移

単位:人

市町村名	昭40年	昭45年	昭50年	昭55年	昭60年	平2年	平7年	平12年
中津川市	47,598	48,656	51,183	52,626	53,277	53,722	54,819	54,902
【中津地区】	27,390	28,124	28,874	28,675	28,320	28,348	28,685	28,411
【苗木地区】	4,637	4,674	4,882	5,065	5,561	5,891	6,254	6,549
【坂本地区】	7,257	7,615	9,012	10,197	10,528	10,975	11,616	12,096
【落合地区】	3,440	3,522	3,936	4,142	4,367	4,483	4,365	4,243
【阿木地区】	3,584	3,271	3,226	3,209	3,375	2,901	2,854	2,677
【神坂地区】	1,290	1,450	1,253	1,338	1,126	1,124	1,045	926
坂下町	6,218	6,030	6,362	6,368	6,327	6,080	5,939	5,834
川上村	1,228	1,120	1,031	987	995	992	1,042	1,017
加子母村	4,040	3,738	3,618	3,620	3,629	3,506	3,442	3,411
付知町	7,489	7,043	6,960	6,896	6,975	6,919	6,861	6,825
福岡町	7,219	6,753	6,858	6,868	7,016	7,066	7,267	7,123
蛭川村	4,211	3,939	4,022	4,026	4,010	3,963	3,890	3,852
山口村	2,733	2,314	2,204	2,148	2,150	2,162	2,127	2,040
計	80,736	79,593	82,238	83,539	84,379	84,410	85,387	85,004

資料:平成12年国勢調査

産業別 15 歳以上就業者数

単位：人

市町村	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
中津川市	28,119	1,320	12,209	14,571
坂下町	2,872	234	1,148	1,490
川上村	482	70	157	255
加子母村	1,835	313	812	710
付知町	3,502	171	1,901	1,429
福岡町	3,749	393	1,706	1,647
蛭川村	1,996	145	903	948
山口村	1,103	187	355	559
合計	43,658	2,833	19,191	21,609

構成比(%)

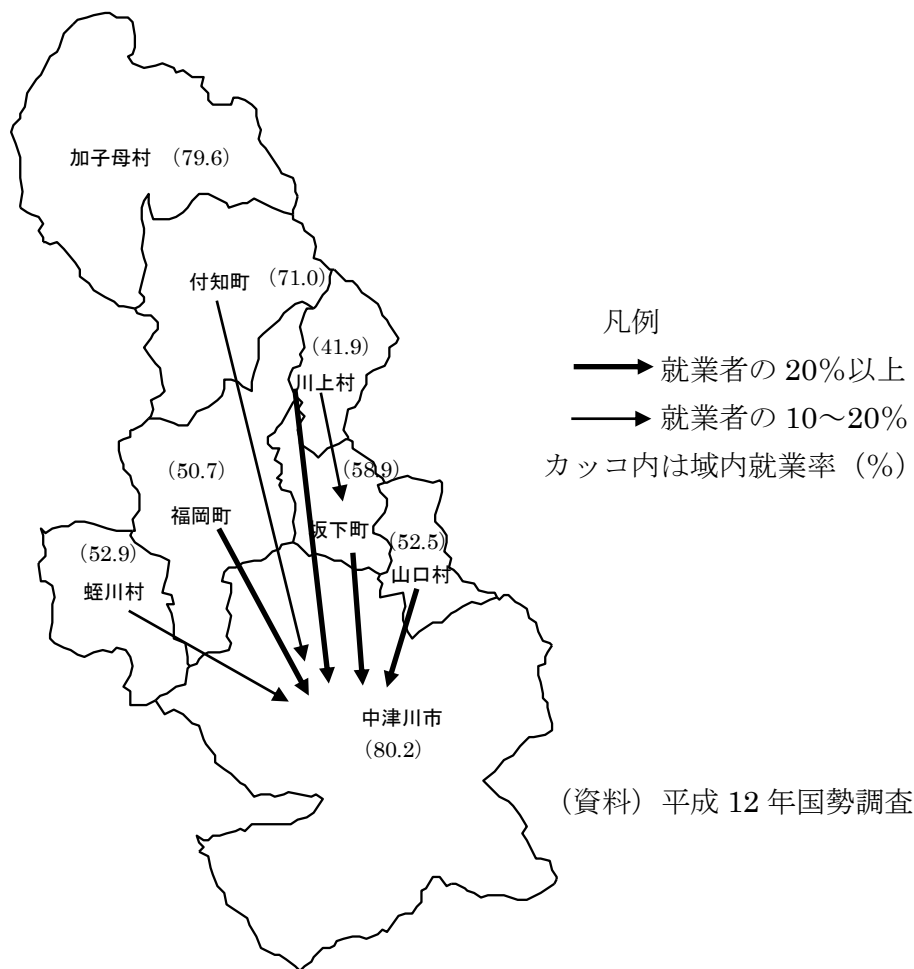
中津川市	100.0	4.6	43.4	51.7
坂下町	100.0	8.2	40.0	52.0
川上村	100.0	14.5	32.5	52.9
加子母村	100.0	17.0	44.3	38.8
付知町	100.0	4.9	54.3	40.8
福岡町	100.0	10.5	45.5	44.1
蛭川村	100.0	7.3	45.2	47.6
山口村	100.0	17.0	32.2	50.8
合計	100.0	6.5	43.9	49.6

資料：平成 12 年国勢調査（分類不能により内訳の計と総数が一致しません。）

(4) 通勤流動

通勤で中津川市に流入する就業者の比率は、圏域の町村の多くで 20%を超えており、中津川市が雇用面での中心地域となっている点がうかがわれます。

通勤流動の状況



2-2 合併市町村の現状と課題

(1) これまでの市町村合併の推移

今回の合併以前に、この地域でも明治の大合併と昭和の大合併の際にいくつかの市町村の合併が行われ、現在の状況に至っています。

明治 22 年には、それまでの 22 村が、1 町 16 村にまとまり、その後明治 30 年にはさらに 2 町 10 村となりました。昭和 27 年から昭和 33 年にかけての昭和の大合併により、現在の 8 市町村の体制が出来上がりました。

	廃藩置県	明治元年～20年 (1868～1887)	明治21年1月1日～明治30年4月1日 (1888～1897)	明治30年4月1日～ (1897～)	現在	
旗本領	中津川村	明治22年 町制施行→中津川町		合併 明治30年4月 中津川町	中津川市	
	駒場村					
	手賀野村					
苗木藩	日比野村	明治7年9月 改称→苗木村	明治22年7月 合併→苗木村	昭和26年4月合併 中津川町		
	瀬戸村	明治8年1月 合併→瀬戸村	明治23年10月 町制施行→苗木町			昭和27年4月市制施行 中津川市
	上地村					
旗本張藩	茄子川村			明治30年4月 合併→坂本村		
旗本領	千旦林村					
旗本領	落合村					
	岩村藩	阿木村				明治30年4月 合併→阿木村
尾張藩	飯沼村					
	湯舟沢村	明治7年9月 合併→神坂村				昭和33年10月 分村→神坂村 (岐阜県中津川市 と合併)
	馬籠村					
山口村	明治7年9月7日 田立村と合併→山田村 明治14年2月24日 分村→山口村			昭和33年10月 分村編入→山口村 (峠・馬籠・荒町の3地区が 山口村と合併)		
苗木藩	坂下村					明治38年7月 分村→坂下村 明治44年1月 町制施行→坂下町
	上野村	明治22年7月 合併→坂下村				
尾張藩	川上村			明治38年7月 分村→川上村	川上村	
	加子母村				加子母村	
	付知村	明治30年4月 町制施行→付知町			付知町	
苗木藩	福岡村			明治30年4月 合併→福岡村	福岡町	
	高山村	明治22年7月 合併→福岡村				
	田瀬村					昭和41年4月 町制施行 →福岡町
幕領	下野村					
苗木藩	蛭川村				蛭川村	

(2) 人口の見込み等

平成12年度の国勢調査によると、新市の人口は約85,000人ですが、高齢人口の増加や少子化等の影響により、今後は高齢化と人口の減少が課題になると予想されます。

こうしたなかで、観光や各種の交流事業などによる交流人口の増加を図るとともに、少子化対策の一環として、子育てしやすく住みやすい都市づくりに向けた住環境整備や、各種の振興事業等を通じた後継者対策・産業の活性化等に努めることで、定着人口の維持を図り、さらに周辺市町村からの流入人口の増加を期待できるような、元気がでる魅力のある都市づくりを進めていくことが課題です。

3. 基本方針

3-1 新市の将来ビジョン

私たちのまちは、日本のほぼ中央部に位置し、中山間地にありながら交通の要衝として栄え、多くの伝統文化が残り、優れた文化人を輩出するなど文化的な活動も盛んであり、生活を支える経済的基盤も製造業を中心に確保されてきました。それぞれの地域では、これまで長年にわたって基盤整備や地域振興に努め、良好な住環境、産業基盤、地域コミュニティを整備してきました。

新しい市のまちづくりは、それぞれの地域でこれまで築いてきた基盤の上に、豊かな自然と共生しながら、市民・事業者・行政が一体となった新しいまちづくりを進めるとともに、少子・高齢化、人口減少への対応、地方分権をはじめとする行政改革、厳しい経済情勢、高度情報化への対応などの課題に対しても、積極的に取り組んでいく必要があります。

それぞれの地域で育て、守ってきた個性ある文化、多くの交流から育まれたもてなしの心を大切に、誰もが住んでみたい、住み続けたいと願う、希望に満ちたまち「**豊かな自然と生きる元気都市 中津川**」をめざし、豊かな住環境のもとで、農山村の自然や文化に親しむ体験型観光であるグリーンツーリズムや都会生活にはないくつろいだ生活スタイルを実践できるような環境整備など、それぞれの地域の個性を活かしながら、一体感のあるまちづくりを進めなければなりません。

3-2 新市における地域構成の考え方

新市が、地方の中核都市にふさわしい都市機能をもった調和のとれたまちづくりを実現できるよう、均衡のとれた新たな地域構成を目指し、各地域の自然や文化・産業の特色がお互いの連携の中で充分発揮されるようなスケールの大きな都市構造づくりを進めます。

こうした考え方のもと、新市を4つのゾーンに構成し、公平な市民サービスの提供等を行い、各地域に居住する人々の一層の活性化を図っていきます。

(1) 各ゾーン連携の方向性

○域内連携

ゾーン内の情報ネットワークの早期充実及び生活道路網を充実させるとともに、ゾーン間の域内流動軸として放射状及び環状の道路体系を、公共交通手段等による域内循環の促進にも配慮しながら、長期的な視点に立って整備していきます。また、教育、医療、福祉等については生活道路網、情報網を活用し、個性ある各ゾーンの連携のもとに進めます。

○広域連携

域外との広域連携軸として東西方向のJR中央線、国道19号、中央自動車道の拡充・強化に加え、「かつりょくゾーン」及び「おもいやりゾーン」から「いきいきゾーン」を経て飛騨地方とを結ぶ南北軸として既存幹線道路や新たな幹線道路の整備を促進します。また、木曾、伊那、飛騨への玄関口としての機能や交流拠点としての機能、さらに連携の基盤としての情報ネットワークの機能を充実させます。

(2) ゾーン構成

○かつりょくゾーン

古くから、東山道、中山道、南北街道及び木曾西古道が交わり、交通の要衝として発展し、多様な文化が交わってきました。新市においてもJR中央線、中央自動車道、国道19号により、市の玄関口としてにぎわいの中心となっています。

また、JR中津川駅を中心とした中心市街地は新市の顔であり、大規模店舗や飲食店の立地など商業の中心であるとともに、ゾーン全体に電気機械、製紙等製造業や石材業における立地と優れた先端技術の集積があります。産業経済の中心地として製造業等の研究開発機能の充実と人材育成に努めるとともに、周辺部の雇用の場として企業誘致等に努めます。

○いきいきゾーン

東濃ヒノキに代表される豊かな自然資源を基に、日本古来の産業と匠の技を活用した林業の盛んな地域であり、恵まれた気象条件と豊かな自然環境の中で、優れた農作物を

産出する農林業地域でもあります。また、青川と呼ばれる付知川を中心に、清流に育まれた快適な居住環境の中でのびのびと暮らせる地域です。

豊かな山林資源と匠の技を活かした伝統技術の殿堂とし、農業基盤を活かした農林業の振興とともに、快適な居住空間の整備に努めます。

○おもいやりゾーン

湯舟沢・馬籠から北へ、木曾川を渡り川上川をさかのぼって夕森公園までの地域は、歴史ある文化と自然が創り出した造形美あふれる観光資源に恵まれた「いやし」の空間であり、恵まれた環境、観光資源、坂下病院などを JR 坂下駅、国道 19 号などの交通網がつなぐ交流の盛んな地域です。

これらの資源を活用するための交通網の整備や観光振興に努めるとともに、保健、医療などの分野においても広域的なサービス提供と人材の育成に努めます。

○えなさんゾーン

日本百名山の恵那山を中心に、新市の恵まれた自然を体験し、自然と親しむ地域であるとともに、この地域の地勢から土石流等の自然災害が懸念されるため、防災対策に力を入れているゾーンです。

自然のすばらしさと厳しさを体感するネイチャースクール（自然体験学校）の開催など、新市の自然と環境、治山治水をアピールする地域です。

そして、市民にとっても対外的にも新中津川市のシンボルとなるゾーンとしていきます。

ゾーニングマップ

新市のキャッチフレーズ

豊かな自然と生きる元気都市—中津川



- 凡 例
- 市町村役場、コミュニティセンター、ふれあいプラザ
 - 消防署
 - 公園
 - 宿泊施設
 - キャンプ場
 - 温泉利用施設
 - 牧場
 - 特産物販売施設
 - 道の駅
 - 天然記念物
 - 有形文化財
 - 史跡
 - 記念館
 - 資料館
 - 博物館
 - 科学館
 - スポーツ施設
 - 文化センター
 - 公民館
 - 自然体験センター
 - 幼稚園
 - 小学校
 - 中学校
 - 高等学校
 - 大学
 - 保育園
 - 児童館
 - 養護訓練センター
 - 障害者小規模施設
 - 児童養護施設
 - デイサービスセンター
 - 老人福祉センター
 - 特別養護老人ホーム
 - 養護老人ホーム
 - 老人福祉施設
 - 老人福祉施設
 - 介護予防施設
 - 健康福祉会館
 - 病院
 - 診療所
 - 火葬場
 - 清掃センター
 - 衛生センター

3-3 新市建設の基本方針

(1) 環境都市づくり

現在、自然と共生する社会をめざし、環境への負荷が少なく、環境と調和した循環型社会への転換が求められています。この循環型社会を構築するために、拡大した市域の市民一人ひとりが共通の認識を持ち、その上に立って、生産・流通・消費・廃棄などすべての過程で、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を担い、ごみの減量化、資源リサイクルの推進、省エネルギーやこの地域の豊かな資源を活かした環境負荷の少ない新エネルギーの利用などを進めます。

新市はその 80%近くを山林が占め、豊かな森の中を木曽川及び付知川、川上川、白川などの清流が流れ、美しい景観と清浄な空気に恵まれています。これらの豊かな自然環境を保全するため、市民や里山活動団体をはじめとするボランティア等の協力を得て、広葉樹林の育成や人工林の管理、里山の保全など適切な整備・維持管理を進めます。また、下水道の整備や景観に関する住民協定などにより、快適で安全な親水空間等を整備し、森や水に親しみ、ふれあう場と機会の創出に努めます。

(2) 健康福祉都市づくり

高齢化が進行するなかで、生活習慣に起因する病気が増加しています。このため、生活習慣の改善による健康づくりや健康診断など保健予防活動を充実し、寝たきりや認知症にならないで健康に暮らせるよう、生活の質の向上に努めます。

高齢者・障がい者が社会に参加し生きがいと尊厳をもって生活できるように、生活環境の整備を進めるとともに、介護が必要な高齢者・障がい者に対しては、居宅サービス・施設サービスの充実を図ります。

今日、出生率の低下による少子化の進行や、核家族化等にもなう子育て環境への影響が懸念されるなか、少子化に歯止めをかけ、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ・育つ社会づくりが求められています。このため、地域社会、保育所、学校、事業者、行政などが連携して、子育て家庭への支援とともに、子どもたちがいきいきと育つ環境づくりを進めていきます。

市民がお互いに助け合い、隣人とのふれあいを大切にするコミュニティづくりを進め、高齢者、障がい者や子どもをはじめ、すべての市民が分け隔てなく平等に社会参画ができ、健康でゆとりと生きがいを持って暮らし続けられる健康福祉都市をめざします。

(3) 文化学習都市づくり

生涯学習、文化・芸術の振興は、市民が誇りや生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくための大切な要素であるとともに、地域が持つ文化的個性や特徴を大切にし、活かし、未来へと受け継いでいくことによって、新市の顔づくり、地域文化の発信など、広くまちづくり全般にも役立つものです。

各地域において脈々と受け継がれてきた、個性豊かな伝統文化を、新しい市の共通の財産として認識し、適切な保護・保存に努め、地域文化の紹介、次世代への伝承を進めます。

また、心身ともに健やかな市民生活の実現向上に向け、施設等の環境、組織や仕組みづくり、人材育成などによる総合的な生涯スポーツのまちづくりを進めます。

市民が生涯を通じいきいきと学ぶことのできる場所やプログラムなど、社会教育環境の充実を図ります。さらに、たくましく生きる力を育む学校教育を達成するため、地域の特性を活かした健全で夢と創造力を育む総合的学習の推進に努めるほか、施設・通学環境等の充実、高等教育環境の充実・向上など、次代を担うふるさとの人材育成に努めます。

このほか、一人ひとりの子どもたちがふるさとで健やかに学び、暮らすことのできる環境づくりに向けた青少年教育や、人権意識の高揚などを踏まえた、男女共同参画社会づくりなど、広く市民がいきいきと暮らし、活躍することのできるまちづくりに取り組みます。

(4) 拠点都市づくり

高速道路などの道路整備やモータリゼーションの普及、インターネットの普及などによって、人・モノ・情報の交流がますます活発化かつ広域化していますが、一方では、国、地方の厳しい財政状況や地方分権の流れを踏まえて、効率がよく自立性の高い地域運営が求められています。このため、新しい時代の人・モノ・情報の流れを先取りし、無駄のない効果的な都市機能の実現へ向けた基盤整備が重要な課題となっています。

大幅に市域が拡大する新市の拠点機能を高め、新市の特色である道の文化、山や川の文化が一体となった地域づくりを進めるため、中心市街地のにぎわいや集客力・利便性など魅力的な都市機能の向上を図るとともに、市内各地域を有機的に結びつける道路体系を充実させ、またこうした道路体系に対応した市街地、住宅、上下水道、公園緑地といった都市基盤の整備に努めます。

「岐阜県の東の玄関口」である新市は、リニア中央新幹線、中部国際空港など岐阜県をはじめとする中部圏の広域プロジェクトの進展とも対応を図りながら、高規格幹線道路、地域高規格道路、交流促進型広域道路等、広域的な基幹道路網の整備、地域情報基盤の整備、観光資源の連携、公共施設の合理的な設置などを通じ、効率的でグレードの高い拠点都市づくりをめざします。

道路・交通体系について、高速道路、鉄道、国道など東西の基幹流動軸に加え、市の中心部や東部地区から飛騨へ抜ける南北軸や木曾川右岸道路、ふるさと椿街道など域内の地域間を連絡する道路網等の整備を図るとともに、産業、観光、保健福祉、文化、住宅などについて、こうした流動軸に沿った地域間の相互連携によって相乗作用が生まれるよう種々の都市基盤の整備を図ります。

(5) 産業都市づくり

中津川市の経済活動の中心は県内有数の出荷規模を誇る製造業にあり、恵那郡北部町村及び山口村を加えても製造業の確固たる比重は変わりません。新市においても、その経済的基盤として製造業の発展は欠かせないものです。また、グローバル化、情報化、そして環境配慮等の時代の潮流は、経済社会の変化を大きくかつ速いものとし、そうした経済及び経営環境の激変に対応するために、企業間・立地間の競争はますます激化しています。そのため、新市の特性を活かした新時代に適応し、新たな発展を切り拓く施策の推進に努めます。

一方、新市という新たな枠組みの中で、時代の変化に左右されない強固な中津川市の魅力とイメージづくりを進める必要があることから、新市の豊かな自然資源・農林業資源に親しむことのできる環境づくりを進めるとともに、新市の特産品、観光・歴史資源等について、ブランド化を促進し、頑固なくらいの「こだわり」を持ち、より個性化を進めることで地域の魅力を高めます。そして、中心市街地の活性化を図り、新たな特産づくりと名所づくりを進め、まちのにぎわいなど人々を引きつける力を高め、定住人口のみならず交流人口の拡大と雇用機会の拡大を図り、個性と魅力あふれる産業都市づくりをめざします。

(6) 元気都市づくり

新市では、「1本の鉄道、2本の大きな河川、3本の国道」によって、各地域がつながっており、新市全体としての活性化を図っていくためには、各地域が交流するなかで、それぞれの個性と魅力を相互に高め合うことが必要です。

そのために、森林や河川などの自然条件、道路や病院などの社会基盤を活かした適切な土地利用を進め、地域産業の活性化を図るとともに、地域の文化を継承するまつりや芸術イベント、観光農園の開催などを通じて、新市のみならず他地域との交流も積極的に進めていきます。

これらを通じて、近隣市及び全国からみて、魅力にあふれる元気な都市＝中津川のイメージを確立していくことをめざします。

このような都市づくりを支え、推進していく原動力として、市民参画による市民と行政とのパートナーシップの一層の構築や、情報ネットワークの活用などを積極的に進めていきます。こうしたなかで、多様な市民ニーズや情勢の変化に対応した柔軟で、効果的かつ効率的な行政運営を図っていきます。

(7) 防災・情報都市づくり

現在の中津川市は東海地震の地震防災対策強化地域と南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定されており、市民の生命と財産を守るために、総合的な防災体制の確立が必要です。

そのため、地域における自主防災組織の育成、防災拠点の整備を進めるとともに、消防体制及び災害拠点病院の充実と連携などにより防災体制を強化し、安全で安心なまち

づくりを進めます。

また、防犯対策についても、関係機関との連携などにより、防犯意識を高める啓発活動の充実により、地域での防犯力の強化に努めていきます。

さらに、今日のめまぐるしい情報化の波は今後一層増すと考えられ、道路や橋などとともに、地域内外を結ぶ重要な社会基盤であるとの認識に立ち、新市においてもその先端を進むための体制や施設の整備を急ぐ必要があります。

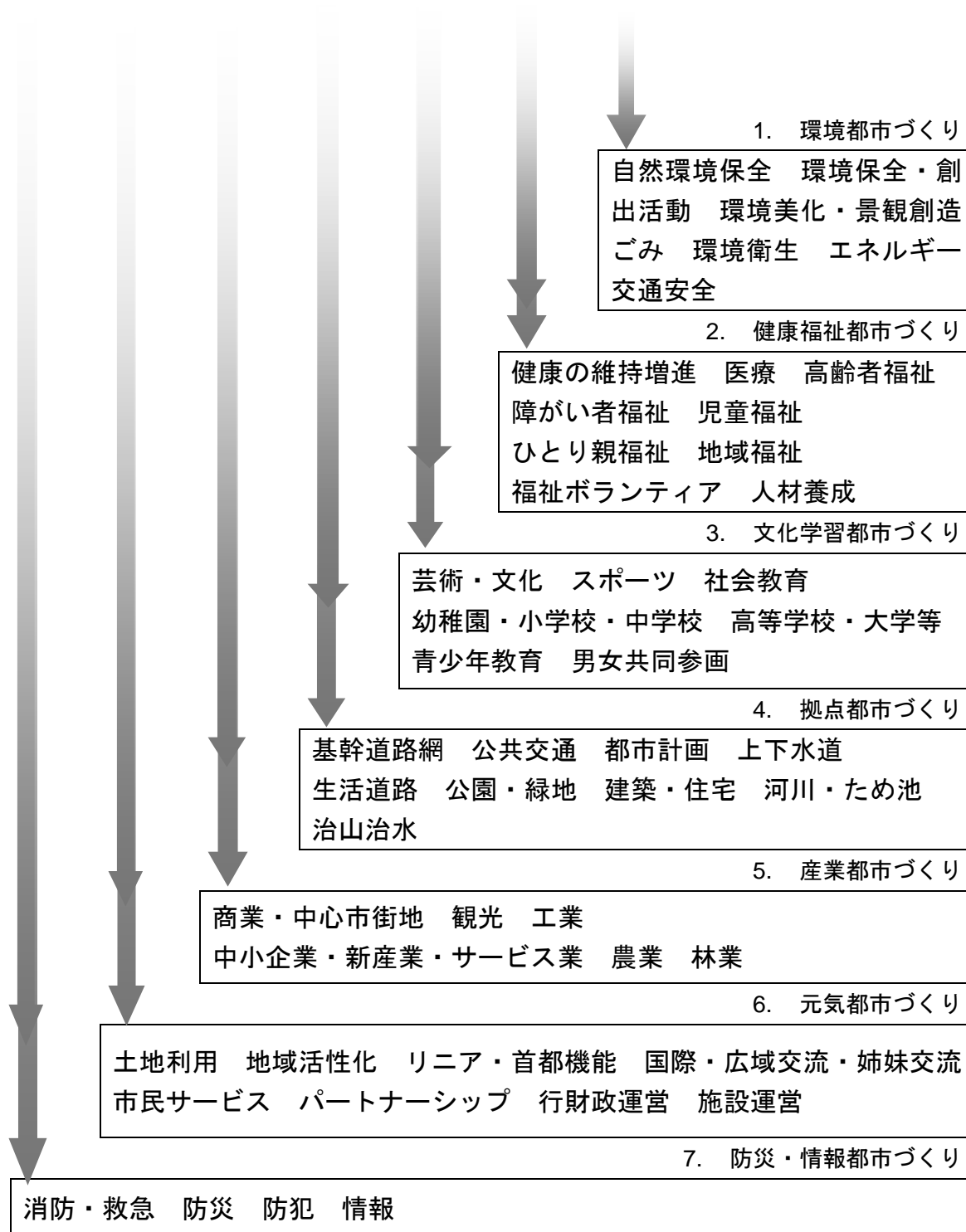
こうしたなか、FM放送など新市全域をカバーする防災情報網の整備を進めるとともに、情報ネットワークの整備にあたっては、保健・医療・福祉、教育・文化・スポーツ、産業・交流、コミュニティ形成など、市民生活のさまざまな面を支え、新市全域にわたる市民サービスの実施に向けた重要な基礎となることをふまえ、総合的・計画的に推進していきます。

同時に、個人情報の保護に十分配慮しながら、多様な媒体による行政情報の提供、情報公開とともに、広く市民が活用できる仕組みづくりを進めます。

3-4 新市の主要施策

新市のキャッチフレーズ

豊かな自然と生きる元気都市ー中津川



4. 基本計画

4-1 環境都市づくり

(1) 自然環境の保全と共生

新市はその面積の 80%近くが山林となっており、また清らかで豊かな水量を持つ河川が木曾川へ流れ込んでいます。これらの清らかな水と空気、緑豊かな自然環境は、ふるさとと中津川の貴重な財産となっています。しかし、近年は、林業の低迷や担い手の高齢化などにより山林の荒廃やそれにとまなう自然災害の増加が危惧される状況となっています。

新市の豊かな自然を保全するため、人工林の管理や広葉樹林の育成など森林の管理・育成を計画的に進めるとともに、市民に憩いと安らぎを与える里山の保全、森林整備への市民参加の促進に努めます。また、森林の公益的機能の高度発揮、森林資源の質的な充実を図るため、間伐の推進や間伐材利用の促進、松くい虫等の被害の拡大防止を図ります。

自然環境については、こうした保全に係る事業を進めるとともに、市民とのふれあい、自然体験学習などを通じて活用を図ります。森林について、歩道の整備等による里山林の整備により、市民が森と接する機会の創出に努めます。

河川や湖沼では、親水性と生態系に配慮した整備を推進し、水生昆虫、魚類、草木等生物の多様性に富んだ水辺環境の創出に努めます。また、児童・生徒による水質調査・生物調査や地域ぐるみの河川浄化などを進め、子どもたちが安心して親しめる水辺環境をめざします。

施策項目	主要事業
森林の保全	分収育林事業の活用
	森林ボランティアの促進、森林組合の活用
	美緑の森づくり事業
	森林環境保全整備事業
	間伐材利用促進事業
里山環境の保全	森林居住環境整備事業
	生活環境林整備事業（里山林の活用）
自然の活用	自然資源の発掘と活用
	自然体験学習の推進
	自然豊かな親水空間の整備

(2) 環境保全・創出活動の推進

循環型社会への転換をめざしていくため、良好な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民・事業者・行政の果たす役割を明らかにし、良好な環境の保全と創出に関わる施策を総合的・計画的に推進するため、環境基本計画を推進します。環境基本計画に基づき、廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用などに努めるとともに、環境に配慮した生活や事業活動が自発的に行なわれるよう環境学習を進め、公害防止意識の高揚を図ります。

施策項目	主要事業
環境保全活動の推進	環境基本計画の推進
	環境教育・学習の推進
	公害防止意識の高揚

(3) 環境美化・景観創造

クリーンなまちをめざして、ポイ捨て等防止条例によるごみのポイ捨てや不法投棄の防止に努め、市民一人ひとりの美化意識の高揚に努めます。また、歴史的な街並みや文化遺産の保全により、観光等地域の活性化への活用を進めます。

市民の憩いとやすらぎの場として、豊かな森林の育成・管理の推進による里山保全とともに、景観形成のための住民協定の推進等により、四季折々の花咲く美しい景観の創造に努めます。

施策項目	主要事業
環境美化運動の推進	クリーンなかつがわ運動
	ごみのポイ捨て防止、不法投棄の防止
	地域ぐるみの河川浄化運動
美しい景観の創造	里山の保全
	花のまち中津川運動
	歴史、伝統を活かしたまちづくりの推進

(4) ごみ

今日の大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直し、環境への負荷を低減し、ごみを減らして限られた資源を有効利用する循環型社会への転換を進めるため、ごみのリデュース（発生回避）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を行うことが重要です。そのため、過剰包装の抑制、買物袋の持参など市民一人ひとりが参加するごみ減量化運動を促進します。

ごみのリサイクルを進めるため、分別収集を徹底し、関連施設の整備・充実を図るとともに、環境センターについては、安全性に十分配慮しながら運営します。

施策項目	主要事業
ごみの減量化	ごみ減量対策事業
	ごみ減量推進市民会議事業
	資源回収事業
	生ごみ処理機等設置事業
リサイクルの推進	分別収集拠点施設設置事業
	リサイクルプラザ管理運営事業
ごみ処理施設の整備	環境センター運営事業

(5) 環境衛生

し尿処理については、既存施設の有効活用を図りながら、新衛生センターの建設について検討します。

また、火葬場の老朽化等に対処するため、新たな施設の整備とともに、既存施設の充実及び管理体制の強化に努めます。

施策項目	主要事業
し尿処理	新衛生センター建設事業
火葬場、墓地	斎場維持管理事業
	新斎場建設事業
	市有墓地整備管理事業

(6) エネルギー

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題について理解を深め、身近なところから行動を開始します。

環境に与える負荷の軽減と、石油資源等に偏らないバランスのとれたエネルギー供給の観点から、省エネルギーを促進します。

また、「新エネルギー計画」に基づき、太陽光利用、水力、風力、バイオマスの活用などの調査検討によって、地域新エネルギー利用を図ります。

施策項目	主要事業
省エネルギーの推進	省エネルギー意識の醸成と普及
新エネルギーの活用	新エネルギー活用推進事業
	住宅用太陽光発電システム設置整備補助事業
	バイオマスエネルギー利用事業

(7) 交通安全

新市の管内で発生する交通事故の件数は依然として高い水準にあり、その対策は急務となっています。安全で円滑な交通と交通事故防止のため、交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路及びスクールゾーンを重点に歩道、路側帯等の整備を推進します。

また、市民の交通安全意識の高揚を図るため、幼児から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育の充実に努めます。

市交通災害共済制度の充実に努め、交通事故の被害者やその家族の救済に努めます。

施策項目	主要事業
交通安全	交通安全教育推進事業
	交通安全施設の整備
	交通災害共済制度の充実

4-2 健康福祉都市づくり

(1) 健康の維持増進

今日、高齢化が進み、高血圧症や脳卒中、糖尿病など生活習慣病が増加しているなかで、寝たきりや認知症にならないで生活するための健康づくりを支援します。

健康の維持増進のため、「自分の健康は自分で守る」意識の高揚、生活習慣の改善を軸とした栄養・食生活改善運動、ウォーキングや温泉活用等による積極的な健康づくり活動を進めるとともに、各種の健康診査等により各種疾病の早期発見に努めるとともに、保健相談などのきめ細かな保健予防活動を推進します。

施策項目	主要事業
健康づくり活動の推進	保健指導健康教育事業
	生活習慣病等予防活動の推進
	健康づくり推進事業 ウォーキングの推進等による健康意識の増進 温泉活用等による健康づくり 栄養・食生活改善運動の推進
	元気カード推進事業
保健予防活動の推進	健康診査事業、人間ドック事業 保健予防事業 母子及び老人、歯科保健活動 感染症等予防活動の推進 結核撲滅活動の推進 献血事業の推進
	骨粗しょう症検診事業

(2) 医療の充実

通院の交通利便性の向上、道路の整備、救急車の装備の充実、小児医療体制充実をはじめとする救急医療体制・地域医療体制の整備を進めます。

病院及び診療所間の連携強化を進め、健診機能の充実、高度医療の充実を図ります。同時に、精神保健対策や難病対策の充実を進めるとともに、医療人材の育成・確保に努めます。

施策項目	主要事
地域医療体制の充実	各地診療所・歯科診療所の運営事業
	地域医療連携の推進

	救急医療体制の充実
	救急医療情報システム事業
医療機関の充実	高度医療整備
	健診機能の充実
	精神保健の充実
	難病対策の体制整備
医療人材の確保	看護系学校の誘致
	機能訓練機関の誘致

(3) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域社会の一員として、生きがいを持って健康で暮らすことができるよう生活環境を整備するとともに、社会参加のための機会の充実に努めます。

寝たきりや認知症など介護が必要な状態にならないように、保健、福祉及び軽スポーツの連携を強化し介護予防活動の充実に努めます。

社会的支援の必要な高齢者に対して、「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に基づき、特別養護老人ホームなどの施設サービスや、ホームヘルプサービスなどの居宅サービスとともに、ニーズに対応したサービスを提供できる体制を整備すると同時に、サービスの質の向上を図ります。

高齢者福祉に関わる施設の整備・運営について、サービス内容と経営効率の向上をバランスよく実現できるように、行政、社会福祉協議会、民間事業者、NPOなど多様な経営主体・運営主体が特色あるサービスを展開するとともに、同種事業の適切な競争と要介護高齢者への異種事業の連携強化に努めます。

施策項目	主要事業
在宅高齢者の支援	生きがいづくりの推進
	宅老所支援事業 シルバー人材センター運営事業 高齢者生きがい活動支援通所事業 老人クラブ活性化事業 地域住民支援事業
	福祉バスの運営
	介護支援
	移送サービス事業 寝たきり高齢者等介護者慰労金支給事業 高齢者いきいき住宅改善助成事業

	ひとり暮らし高齢者の支援 緊急通報システム事業 ふれあい食事サービス事業 成年後見制度事業
介護予防の推進	自立支援事業 寝たきり、認知症、閉じこもり予防対策事業 高齢者「湯待」事業
要介護者の支援	介護保険事業の適正運用 介護サービス適正実施指導事業 ケアマネジメントリーダー活動支援事業
施設の運営・整備	高齢者福祉施設の充実 養護老人ホームの整備 基幹型・地域型在宅介護支援センターの運営事業

(4) 障がい者福祉

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、平成 25 年には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ障害者総合支援法として改正され、平成 28 年の改正からは、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児の支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年 4 月から施行されました。

こうした障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現していきます。

施策項目	主要事業
バリアフリーの推進	障害者いきいき住宅改善助成事業 公園・道路等公共的施設のバリアフリー化事業
障がい者の支援	在宅サービス事業 施設通所入所支援事業 障害者社会参加事業 重度心身障害者医療費助成事業
施設の整備・運営	養護訓練センター建設事業 精神障害者小規模作業所運営事業 障害者施設支援事業

(5) 児童福祉

核家族化の進行、雇用形態の多様化、未婚化あるいは晩婚化などの様々な要因により、出生率が低下し、新市でも他の地域と同様に少子化が進行しています。少子化は、子ども自身の健やかな成長はもとより、地域社会全体の活力の低下などに影響を与えるため、行政・保育所・学校・地域社会・民間企業などが連携し、育児休業や保育事業等の充実を図ることにより、子育てを支援し少子化に歯止めをかけ、次代を担う子どもが健やかに生まれ・育つ社会の形成を進めます。また、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を策定し、総合的・計画的に子育て支援と子どもの育つ環境の形成を進めます。

安心して出産できる環境整備と母子の健康増進を図るとともに、身近なところで気軽に子育てなどの悩みや情報の提供が受けられる体制を整備し、地域における子育て支援・児童虐待防止のネットワークづくりを推進します。

子育てと仕事の両立を図り、安心して子どもを育てられるように、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

家庭・地域社会・学校の連携、高齢者も含めた世代間の交流、子どもの遊び場・居場所の確保、豊かな自然体験などを通して、子どもが自らの力で健やかに育つ環境づくりを進めます。

施策項目	主要事業
子育て支援	支援体制の充実 地域子育て支援センター事業 子育てパートナー事業
	放課後児童の健全育成 放課後児童健全育成事業 児童館建設事業
	乳幼児等医療費助成事業
	児童虐待防止
児童虐待防止	児童虐待防止ネットワーク事業
保育所等施設の運営・整備	特別保育（乳児・延長・一時・障がい児・保育所地域活動）事業の充実
	広域入所事業
	民間保育所支援事業
	公立保育園改修・改築事業

(6) ひとり親家庭福祉

離婚などのために、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）は増加する傾向にあります。ひとり親家庭の生活支援のため、民生委員児童委員や母子自立支援員による相談業務の充実、医療等の扶助を進めます。

施策項目	主要事業
ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭相談事業
	ひとり親医療費助成事業
	母子支援施設扶助事業

(7) 生活保護、その他の福祉（地域福祉）の推進

長引く不況の影響などにより経済的不安を抱える家庭は増加する傾向にあります。そのため、民生委員による相談活動を充実するとともに、生活に困窮する家庭に必要な保護を行うとともに、生活の自立を支援します。

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など対象者別の福祉活動にこだわらずに、地域社会の中で何らかの手助けを必要とする人々に対する支援活動、市民相互の助け合い活動の活性化を促進します。

施策項目	主要事業
生活の保護	生活保護事業
その他の福祉（地域福祉）の推進	社会福祉協議会事業
	災害救助事業

(8) 福祉ボランティア活動の育成・支援

福祉に関わるボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会を中軸にして、助け合いの心の醸成、講演会や見学会・研修会の実施、ボランティア活動の周知、ボランティア活動を希望する人と受け入れる人との連絡・調整などを進めます。特に、中学生・高校生に対する介護体験、障がい者との交流、「ふれあい授業」など福祉ボランティア体験学習を進め、多くの福祉ボランティアの育成を図ります。

施策項目	主要事業
福祉ボランティア活動の育成・支援	福祉ボランティア育成事業
	福祉ボランティア体験学習の推進

(9) 福祉人材の養成・確保

少子高齢化社会の進行で増加する福祉のニーズに応えるため、福祉人材の養成・確保に努めるとともに、福祉系学校の誘致を進めます。

施策項目	主要事業
福祉人材の育成	福祉系大学・学部の誘致

4-3 文化学習都市づくり

(1) 芸術・文化

各地域の貴重な文化、伝統芸能、芸術活動の保存継承に努め、それぞれの地域のアイデンティティとしての地域文化を守っていくとともに、点在する文化をネットワーク化し、各地域の資源を結びつけ活用していくことが必要です。そのため、地域の文化を継承する市民の自主的な組織づくりを進めるとともに、文化協会等の芸術文化活動を支援し、新市全体の一体感の醸成に努めます。

各地域に散在する出土遺物、民俗文化財、古い民具など、地域の歴史を実証させる史料、貴重な資源については、収集・保存・管理に努め、その展示活用については既存の施設を活用するとともに、総合歴史展示館等の施設整備を進め、地域文化の継承と観光等地域活性化への活用に努めます。

落合の石畳や馬籠など貴重な史跡を残す中山道やヤマトタケルの伝説が残る東山道、御岳信仰や飛騨地域との交通を担う飛騨街道（後の南北街道）など、新市はいくつもの街道を有しており、街道筋を中心に街並みが発展してきた「街道文化」を形成する地域としての特色を持っています。こうした個性ある地域文化もまた、今後のまちづくりに活かしていく必要があり、歴史文化資源の整備とネットワーク化に努めます。

多くの文化人を輩出する地域にあり、地域の誇りとしてその顕彰に努めるとともに、市民が主体となり芸術文化に取り組めるよう、文化拠点施設の充実と行政においても文化に関する専門部課を設け、芸術文化の振興に努めます。

東山魁夷心の旅路館、子ども科学館、苗木遠山史料館、鉱物博物館等については、新市の博物館・美術館として幅広く企画事業を展開するとともに、間家大正の蔵、済美の館等の公的施設に加え、まちかど美術館・博物館（藤村記念館、酒游館、前田館等）等の民間施設についても併せて地域の文化施設として活用していきます。

施策項目	主要事業
文化遺産の整備推進	文化財の保護推進事業
	無形文化財（恵那文楽、坂下の花馬、加子母の獅子舞、木遣音頭、蛭川の杵振踊、地歌舞伎 等）
	有形文化財（木造薬師如来坐像、木造役行者坐像、十三仏、加子母の農村舞台（明治座）、十六羅漢、庚申堂 等）
	天然記念物（坂本のハナノキ自生地、磯前神社のスギ、椈ノ木、加子母のスギ、垂洞のシダレモミ、若山のシデコブシ、ヒトツバタゴ自生地（長瀬）、上山口の諏訪神社社叢 等）
	史 跡（苗木城跡、舞台峠歴史の道、西股用水路隧道、くろぜ道地蔵、親王塚、山の神古墳、島崎藤村宅（馬籠宿本陣）跡 等）
	中山道等街道整備事業
	まちかど美術館・博物館の奨励推進
	歴史的遺産調査事業
	歴史資料館・古文書館整備事業
	博物館・美術館等整備事業
	埋蔵文化財の保護・調査事業
埋蔵文化財専門職員研修事業	
地域文化ネットワーク事業（組織化、マップ作成等）	
地域文化活用事業（全国へPR）	
芸術文化の振興	芸術文化団体支援事業（文化協会法人化等）
	文化活動推進事業（市民の自主的な取り組み支援）
	文化施設整備事業
	文化人顕彰事業

(2) スポーツ

市民が健康で文化的な生活を送るため、身近な施設で日常的、継続的にスポーツに親しむことのできる、総合型地域スポーツクラブの設立や育成指導体制の整備、体育協会の法人化をめざすなど、組織の強化を図るとともに、施設の改修・整備、体育器具の充実等により、市民の生涯スポーツの拠点となる施設の整備を推進します。

施設利用について、中津川公園、東美濃ふれあいセンターを中心に各施設のネットワーク化を図り、市民が使いやすい管理体制の整備に努めます。

また、あらゆる年代の市民が生涯にわたってスポーツに関わることができるよう、社会体育施設の不足する地域においては学校施設の開放等により施設の充実に努め、生涯

スポーツの推進に努めます。

各地域で行われている運動会等のスポーツ行事は、社会体育活動として、また地域活性化のため盛況に行われているものであり、その継続に努めるとともに、競技スポーツを中心に行われている中津川市総合体育大会の新市域全体での開催に努めます。

施策項目	主要事業
生涯スポーツ活動の推進	市民一人一スポーツの推進
	各種スポーツ指導者の育成と指導体制の強化
	スポーツ推進委員会活動の推進
	総合型地域スポーツクラブの推進
	体育協会の組織強化と自主運営の促進
	スポーツ少年団の育成と活性化
	軽スポーツ等の普及・啓発の推進
	各地域の運動会等行事の継続と全市的な開催
スポーツ施設の有効活用・整備推進	スポーツ施設のネットワーク化による管理運営体制の充実
	学校施設の開放と施設の充実
	中津川公園の整備
	スポーツ施設の整備推進

(3) 社会教育

合併により各地域の行政組織が効率化されるなかで、芸術活動や伝統芸能などの地域文化の保存継承について、各地域の公民館機能の充実・強化が不可欠となります。そのため、地域のコミュニティの拠点として重要な役割を果たす公民館を、職員配置を含めて充実させ、将来、地域住民が自主的に地域文化の保存継承の役割を担うための組織づくりを順次進めていきます。

また、中央公民館を中心に各地域の公民館の連携を強化し地域の学習の場とするとともに、個性ある貴重な地域文化を新市全体で継承、発展していくよう、社会教育、公民館活動の中で取り組みながら、生涯学習センターの整備をめざします。

図書館については、市立図書館の充実を進めるとともに、蔵書検索や図書予約などインターネット技術を活用した図書館システムの整備等により、市民が利用しやすい図書館をめざします。また、各地域の公民館図書館についても、環境に優れた学習スペースとして整備を進めます。

また、環境学習等、地域にねざした学習の充実を図るとともに、中京学院大学との連携を進め、公開講座や市民大学など、より高度な学習プログラムの充実を促進し、ますます高度化する社会に対応できる人材育成に努めます。

施策項目	主要事業
文化を育て伝える 人づくり	公民館機能の充実
	生涯学習組織の育成強化
	生涯学習センター、公民館施設等整備事業
	伝統文化の継承発展（社会教育における活用）
	生涯学習情報提供ネットワークシステムの推進
	図書館の整備推進

(4) 幼稚園・小学校・中学校

たくましく生きる力を育む学校教育を達成するため、教職員研修の拡充、幼稚園、小中学校への補助人員の配置等、幼小中一貫教育の充実を図ります。地域・家庭との連携を密にし、地域の特性を活かすとともに、生活・学習における基礎基本の徹底に努める教育を推進します。

快適でゆとりある教育環境の創出を図るため、耐震補強・大規模改造・改築等施設の状態に合わせた施設整備を進めるとともに、子どもの通学時の安全を確保するため、危険要因の除去、路面整備、安全施設の整備等に努めます。

市町村合併に伴う学校の統廃合（山口村及び川上村）については、地域の拠点としての位置づけを重視し、児童・生徒の視点に立って進めていきます。また、統廃合を行う小中学校については、教職員数の確保やスクールバスの運行等遠距離通学対策など、統廃合に伴う急激な環境の変化に十分配慮していきます。

統廃合による旧学校施設の取扱いについては、市有財産運用管理マスタープランの方針に従って行なっていきます。

国際化や情報化への対応は学校教育においても必要であり、国際理解に関する教育の推進や情報教育の充実にも努めます。また、福祉・環境などの対応についても、21世紀を担う子どもには避けて通れない課題であり、地域や団体が自主的に行う活動に対して理解を深め、体験的な活動を通して自ら学び考える学習を推進するとともに、地域の文化・人々の暮らしを積極的に学ぶ、ふるさと学習に努めます。

不登校問題、ADHD(注意欠陥/多動性障害)など、多様な子どもへの対応を積極的に推進します。

施策項目	主要事業
学校施設等の整備	学校・幼稚園施設の整備事業
	通学路整備事業
	スクールバスの運行等遠隔地対策の充実
	統廃合による旧学校施設の有効活用

たくましく生きる力を育む学校教育	幼小中一貫、のびのび学習の推進
	のびのび学習充実事業（少人数授業など） 個に応じた教育の推進(特別支援、ADHD などを含む)
	豊かな心を育む学習の推進
	体験的学習事業 ふるさと（郷土）学習、地域文化・芸術、校外学習等事業
	サマーサイエンススクール事業
	図書館教育推進事業
	国際理解の推進
	A L T 招致事業 国際理解推進事業（小学校）
	情報教育の充実
	夢と創造力を育む総合的学習の推進事業
	教育相談・適応指導教室事業の充実
	教育研修所の充実
	教育研修所の総合研修資料センター化 コンピュータ活用教育推進事業
教職員研修の充実	

(5) 高等学校・大学等

高等教育機関との連携を進め、より高度な学習プログラムを充実させることにより、ますます高度化する社会に対応できる人材育成に努めます。

高等学校については、恵那北高等学校の存続の要望など地域の実情を考慮しつつ、新市の中等教育環境の充実を図るよう県に要請していきます。特色ある中・高等教育環境の継承を図るとともに、高等学校に通学する生徒の実態把握による中途退学の抑制等、きめ細かい中・高等教育の支援・振興に努めます。

地域に立地する医療機能との連携などを踏まえた、高等教育機関の誘致に努めます。

施策項目	主要事業
大学との連携	21世紀の元気都市づくりのための調査研究事業
高等学校通学環境の充実	遠隔地通学対策の充実
中等教育の充実	中等教育環境の充実促進
	中退者抑制等・実態調査等事業
高等教育の充実	高等教育機関の誘致
	障がい者向け高等教育機関の誘致 特色ある高等教育機関の誘致
学校施設の充実	バリアフリー化等、学校施設の充実

(6) 青少年教育

青少年の学校外活動の充実、非行防止対策、環境浄化活動、青少年相談等の業務を総合的に推進するため、少年センターの体制強化に努めます。

優れた先人を輩出してきた新市の恵まれた歴史環境のもと、心豊かな自主性を持った青少年の健全育成を図るため、青少年関係団体の活性化に努めるとともに、一人ひとりの子どもの個性や創造性を伸ばしながら成長できるよう体験活動、奉仕活動の推進に努めます。

また、子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を見直すため、子どもを持つ親を対象に家庭での教育について考える機会を数多く提供し、家庭教育の充実、向上を図ります。

施策項目	主要事業
青少年育成	少年センター事業の推進(人権教育等)
	ジュニアリーダーの育成
	子ども会育成事業
	元気キッズ育成事業
	青少年関係団体活動助成事業

(7) 男女共同参画

男女が社会の一員としてお互いに人権を認め合い、責任を担い、自己の能力を十分に発揮できる社会づくりが求められるなかで、市民一人ひとりの英知と創意と努力を結束し、「男女共同参画社会」に向けた取り組みを進める必要があります。少子・高齢化の進むなかで、男女共同参画の理念の定着は社会を成熟化・活性化していくうえで重要な課題となることから、男女共同参画社会基本法の主旨を受け、男女が真に平等に参画し、共に責任を担う社会の実現に向け、地域、職場、家庭での相互理解を深める取り組みを促進します。

国の「男女共同参画基本計画」、県の「岐阜県男女共同参画計画」、そして市の「なかつがわ男女共同参画プラン」など、総合的な施策体系にもとづく施策を推進します。

施策項目	主要事業
男女共同参画の推進	男女共同参画プランの推進事業
	男女共同参画関連団体支援事業

4-4 拠点都市づくり

(1) 基幹道路網

本地域にとって「道の文化」は、山や川の文化と並んでかけがえのないものとなっています。これを将来に引き継いでいくため、地域内のみならず、地域外との交流を一層促進するとともに、産業、観光、景観、福祉、教育など広く地域振興の基軸となるような、利便性が高く、また魅力に富んだ放射状及び環状の基幹道路網整備を進めます。なお、限られた財源の中で地域のネットワーク化に向け効果の高い重点路線の整備を計画的に進めます。

高規格幹線道路（東海北陸自動車道、東海環状自動車道、中部縦貫自動車道）、濃飛横断自動車道、三河・東美濃連絡道路、中央自動車道（仮称）神坂スマートインターチェンジについては、その早期実現を関係機関に要請しつつ、沿線住民への配慮並びに交流人口の増加に努めます。

地域内の幹線道路については、交通量の増大、利便性の向上、安全性の向上（凍結防止等）、並びに歩行者にも配慮した快適な主要幹線道路の整備を図るとともに、中津川有料道路の無料化や交差点改良等による既存道路網利便性の向上に努めます。

施策項目	主要事業
主要幹線道路網の整備	高規格道路の整備促進、中央自動車道（仮称）神坂スマートインターチェンジの整備
	国・県道の整備
	基幹市道の整備
	基幹農林道の整備
	広域道路網の景観整備
都市計画道路の整備	青木斧戸線
	大平線
橋梁の整備	橋梁新設改良事業
	橋梁維持補修事業

(2) 公共交通

バス、電車などの公共輸送機関は、利用者の減少による高コスト化などが課題となっており、市民生活を支える公共輸送の安定的な運行を図る必要があります。また、環境問題への意識の高まりや高齢化社会の到来などにより、その必要性は高まっています。そのため、各地域の実情に合わせたバス路線の確保や JR 中央線のダイヤの充実、利用者の利便性の向上に努め、公共交通機関の利用促進を図り、環境への負荷の軽減、市民生活の利便性の向上に努めます。

施策項目	主要事業
公共交通網の整備	自主運行バス等推進事業
	J Rダイヤの充実
	公共交通機関利用促進事業

(3) 都市計画

新しい市において、その土地利用、交通状況、産業等を的確に調査し、また、今後の動向等に応じた計画的なまちづくりを推進します。

新市建設計画に基づいた基盤整備をはじめとするまちづくりを基本とした、新しい都市計画マスタープランの策定を進めるとともに、GISの導入を推進し、行政各分野における活用に努めます。

施策項目	主要事業
都市計画の充実	都市計画基礎調査
	GIS（地理情報システム）の整備

(4) 上下水道

快適な市民生活や産業の振興など、あらゆる分野に必要な水の確保について、積極的に取り組むとともに、ライフラインとしての水道施設の整備を進め、安全で安定した水道水の供給に努めるほか、総合的・計画的な水利用を図ります。

河川、用水路など公共用水域の環境維持、水質保全のため、家庭雑排水について市民の意識啓発を行うとともに、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、家庭用合併処理浄化槽など各種汚水処理制度を効率よく活用した汚水処理施設の整備を進めます。また、清潔で住み良い環境づくりへ向け、全市水洗化をめざした整備計画の見直しを図ります。

施策項目	主要事業
上水道の整備	配水施設整備
	水源確保及び浄水施設整備
	水道管理事業
下水道の整備	下水道整備計画の推進
	下水道管理事業

	汚水処理施設整備
	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽整備事業

(5) 生活道路

円滑な車両の通行と歩行者の安全性を確保した事故のない安心できる生活道路整備を進めます。また、病院へのアクセスなど市民の利便性の向上に合わせた生活道路網を整備するとともに、舗装、側溝、安全施設等の計画的な改良補修と緊急的な道路補修に努めます。

施策項目	主要事業
生活関連道路の整備	道路新設改良事業
	応急作業委託業務
	道路維持補修事業
地震対策の強化	市道整備事業
交通安全施設の整備	交通安全施設整備事業
	車歩道分離の推進

(6) 公園・緑地

新市の全域にわたって存在する豊かで個性ある水と緑の環境を保全するとともに市民や来訪者が、水と緑の環境に身近にふれあうことの出来る公園化の構想を推進します。

都市公園については、子どもからお年寄りまでが安心して憩うことのできる身近な公園・緑地の適切な配置に努めます。また、市民の余暇の充実、スポーツ・レクリエーションニーズへの対応、広域的な交流の創出を図るため、中津川公園の施設整備を進めるとともに、その他の公園・緑地の有効活用に努めます。さらに、貴重な緑地と、良好な自然環境の計画的な保全に努めるとともに、市民参画による花と緑のまちづくりを推進します。

緑地については、加子母大杉、神坂大檜、などの大木やハナノキ、ヒトツバタゴ、シデコブシの自生地及びウチョウランなど市域に点在する貴重な名木、山野草等の保全に努めます。

さらに、心安らぐ都市空間の創出のため、道路、公園、公共施設等の緑化を推進するとともに、市民の自主的な緑化活動を促進します。

各地域の旧町村の木や花を大切に、植樹の機会を設けることにより郷土愛を育むとともに、市民によるみどり豊かな生活環境づくりをめざします。

施策項目	主要事業
公園化構想の推進	農村環境整備事業（親水施設等）
	「みんなでつくる市民の森」緑化事業
都市公園の整備	都市公園等維持管理事業
	都市内公園整備事業
	都市計画公園整備事業
樹木・緑地の保全	大木・名銘木等の保全
緑化の推進	公共施設等の緑化推進
	記念植樹の推進

(7) 建築・住宅

人口流入促進や人口流出防止のため、森林地域や農業地域における土地利用との適切な分担の中で、新市の特性である良好な自然環境に囲まれ、ゆとりをもって住むことができる快適な住宅と住環境の創出・整備を推進します。住宅・住環境整備に当たっては、それぞれの地域特性に応じた景観形成、東濃ヒノキを活用したぬくもりのある住宅の普及など地域文化を感じられるような住宅づくりを進めます。また、高齢者の住宅ニーズへの対応、中心市街地の活性化、公共住宅の整備などを推進するとともに、防災の意識啓発等を通じ、安全な住まいづくりの促進に努めます。

施策項目	主要事業
住宅整備の促進	市営住宅管理事業（修繕及び工事）
	住宅マスタープラン推進事業
	都市定住促進優良賃貸住宅供給促進事業
	公営住宅の整備
	若者定住促進住宅建設事業
	みどりの健康住宅普及促進事業
建築指導の充実	がけ地近接危険住宅移転事業
	建築指導行政事業
	木造住宅耐震診断補助事業

(8) 河川・用排水路

河川や用水路、排水路は、下水道等の整備による水質保全に努めるとともに、集中豪雨等による水害の未然防止のため、自然環境に配慮した工法による河川の整備改修を計画的に推進します。また、砂防えん堤等の整備を促進し、恵那山系の急峻な河川からの土砂流出防止を図り、土石流、水害の防止とみどり豊かな自然の保護に努めます。

施策項目	主要事業
河川環境の整備	幹線排水路整備事業
	河川改修事業
	河川維持補修事業
	河川等環境整備事業
	親水施設の整備

(9) 治山治水

山崩れなどの山地災害から市民の生命、財産を保全し、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、復旧治山事業・予防治山事業・林地崩壊対策事業等の治山事業を促進します。

国・県との連携により、土石流、地滑り、崖崩れ等に関する警報伝達施設及び警戒避難体制の整備に努めるとともに、砂防えん堤、流路工等の整備促進など総合的な土石流災害対策を推進します。

「治山治水の日」の記念事業、広報紙等による啓発活動により、新市の急峻な地形に起因する土石流災害の危険性について、市民意識の高揚に努めます。

施設の老朽化等に伴う被害を未然に防ぐため、農業用水路、ため池の整備を推進します。

施策項目	主要事業
治山治水の推進	治山整備事業
	砂防えん堤の整備
	山林の緑化推進

4-5 産業都市づくり

(1) 商業・中心市街地

ニーズの多様化や生活スタイルの変化に対応した商店、商店街の活性化を図ります。また、新市建設に合わせ、新しい中津川市の特産品の情報を発信し、魅力ある新たな特産品開発やサービスづくりをさらに強化し、「中津川ブランド」の強化と定着化を図ります。

中心市街地は「中心市街地活性化基本計画」に基づき、地区の状況に応じたきめ細かなまちづくりを推進し、電線類地中化、駅前再整備等、新市の顔としてふさわしい賑わいのある空間として、駅前周辺の再整備に努めるとともに、人に優しいバリアフリー整備やわかりやすい案内板の設置、中山道を活かした観光客誘致など、中心市街地地域の住宅、文化、観光を含めた複合型まちづくりを進めます。また、周辺地域のそれぞれの核となる地域の振興を図るため、新たな施策を検討します。

市内の各商業地域について、共通商品券事業の適用範囲を広げることなどを通して、市全域のネットワーク化を進めていきます。

施策項目	主要事業
商業の振興	元気都市づくり支援事業(空き店舗活用)
	特産品振興事業
	商工会議所・商工会振興事業
	経営講習会の実施
	雇用促進事業
	企業間ネットワークの整備
	小規模店舗の共同化の促進
共通商品券等の普及	
中心市街地の活性化	駅前ビル再整備事業
	駅前広場再整備事業
	中心市街地活性化基本計画の見直し
	景観に配慮したまちづくり

(2) 観光

「道の文化」として育まれてきたこの地域の芸術・文化をはじめ、山や川、質のよい水や豊かな自然環境を活かした観光の推進を図ります。

増えつつある体験重視型の観光ニーズに対応し、地域の豊かな自然や農業資源を活かしたグリーンツーリズムの振興によって都市と農村との交流を促進するとともに、石材・木工加工の匠の技などを活かした交流型の観光振興を進めます。

また、山や溪谷、清流といった自然のほか、「中山道」や木曾路の玄関口「馬籠宿」

をはじめとする「歴史の道」等貴重な歴史資源、あるいは温泉、イベント、地歌舞伎・文楽等、特産品など集客性の高い地域資源をつないだ観光ルートづくりを進め、これまで以上に観光地や観光施設の相互連携を図って、点から面に広がる観光の展開を図ります。

さらに、交通の要衝である新市の特性を活かした情報発信の拠点づくりを促進するとともに、観光客を市民全員でもてなす心(ホスピタリティ)への意識改革を図ることで、特色豊かな中津川のイメージを高め、交流人口の拡大を図り、市民、観光客がともにPRしたくなる魅力あふれる観光のまちづくりを進めます。

施策項目	主要事業
観光資源整備と拠点づくり	県立自然公園利用促進
	恵那峡県立自然公園 胞山県立自然公園 裏木曾県立自然公園
	拠点施設と観光ルートの整備促進
	拠点施設の整備 歴史の道の整備 観光ルートの設定とPR
情報発信と観光客誘致	観光資源の整備促進
	温泉活用事業
	景観形成のための住民協定促進
	観光PR活動の推進
	情報発信事業 観光関連イベントの支援・PR
	広域観光ネットワークの推進
	道の駅周辺整備

(3) 工業

経済のグローバル化の進展に伴う生産拠点の海外移転など、産業の空洞化が懸念されていますが、本地域の製造業は電気機械工業や製紙工業などの立地企業を中心に木材加工業や石材業といった地場産業、中核工業団地立地企業が加わり、県内でも有数の出荷額規模を有し、雇用や経済波及効果の面で非常に大きな役割を果たしています。

低成長時代に入り、国際的な競争も含め企業間競争がますます激化するとともに、IT革命の進展により研究・技術開発、製造、販売、物流などの事業方法や企業組織などが急速に変革しています。そのため、新時代の人・モノ・情報の流れに対応しうる道路・交通網、情報網等の産業基盤の充実に努め、この地域の特性に合わせた工場適地を新たに設定するとともに、企業誘致活動を継続的に進めます。さらに、バイオテクノロジー、

ナテクノロジーなど今後の成長が期待される産業分野の振興、ベンチャー企業や起業家、既存企業の新規事業展開への支援など、雇用の場の確保に積極的に取り組んでいきます。

さらに、融資制度や相談体制の充実により、この地域の工業を支えてきた企業の経営体質の強化に努めるとともに、企業内における人材育成や環境保全への取り組み、新分野への進出、産学連携等に対する多角的な支援や新たな産業創出の促進に努めます。

また、地域資源である東濃ヒノキや花崗岩等を活用した地域の特産製品の開発を推進し、石材業や農林業の振興に資するよう努めるとともに産業観光にもつなげていきます。

施策項目	主要事業
工業基盤の整備	工業基盤の新時代環境整備（基幹道路、情報基盤等）
	工業用水の確保と効率利用
人材育成と企業誘致	技術研修等派遣助成事業
	工場設置・雇用促進奨励補助金
	工業適地の確保
地場産業の活性化	地場産業活性化奨励補助事業
	花崗岩販売協同組合の振興
	石彫のつどい補助事業

(4) 中小企業・新産業・サービス業

国内外の経済構造が大きく変化するなかで、地域に密着し地域経済を支える中小企業等に対しては、経営基盤の一層の強化と創造性発揮へ向けた支援が必要です。このため、中小企業融資制度等の充実により、各事業者が保有する優れた技術や能力のさらなる高度化・融合化、情報化への対応、新分野への進出等を通じた活力あふれる企業等の育成を促進するとともに、商工団体との連携強化を図り、小規模企業活性化の促進に努めます。

経済のグローバル化に伴う生産拠点の海外移転や知識集約型産業の展開など産業構造が大きく転換するなか、新たな産業の創出やサービス関連産業の育成支援が求められています。このため、今後の成長が期待される産業分野を対象とした重点的な振興と企業誘致、経済のソフト化に対応したアウトソーシングの促進、ベンチャー企業や起業家、既存企業の新規事業展開への支援、少子・高齢化時代にふさわしい熟練人材を活用した新たな産業興し、個人やNPOによる市民ビジネス等を促進するとともに、独創的で柔軟な発想や優れた感性を有する人材の育成に努めます。

雇用環境に関しては、経済の低迷が続き、状況が大変厳しくなっているなか、企業ニーズに応えられる人材の育成や職業能力の開発また就労機会、転職・中途就退職やUJIターン等に関する情報提供を促進します。また、高齢者が生涯を通して働くことができる仕組みづくりや、市民が働きながら安心して子育てができるような環境づくりを推進します。さらに、労働時間の短縮や安全で快適な労働環境の創出などを促進すると

もに、福祉サービス等を通じ中小企業や個人事業者等の福利厚生の実を促進します。

施策項目	主要事業
中小企業の振興	中小企業小口融資事業
	ISO14001、9001 等認証取得の支援
新産業の創出とサービス業振興	NPO・市民ビジネス支援事業
	ベンチャー企業、起業促進事業
	中津川市技術研修等派遣助成事業
雇用環境の整備	中津川地域雇用対策協議会運営事業
	ファミリーサポートセンター事業
	中津川市緊急雇用対策事業
勤労者福祉の実	離職者生活安定緊急資金貸付事業
	中小企業勤労者福祉サービス事業
	勤労者生活・住宅資金貸付事業

(5) 農業

農業を魅力ある産業として育成していくために、農道、用排水路、ため池等農業基盤の整備を進めるとともに、優良農地の確保や認定農業者・営農組合等の育成強化による経営の安定化、効率化を促進し、後継者、担い手組織の育成や新規就農者等への支援強化等、農業者の生産意欲を高めることを基本とした総合的な施策の推進に努めます。

また、地域の特性を活かした特産品の振興や地域ブランドの創出、有機農法等による安全・安心・健康な農畜産物の安定的供給を促進し、地元消費者の理解を深めながら、食農教育への取り組みや情報ネットワークを活用した地産地消システムの確立に努めます。

さらに、都市と農村の交流による地域づくりの重要性が高まりつつあることを踏まえ、体験農業や観光農業、グリーンツーリズムなどを通して農山村地域の活性化を図るとともに、国土や自然環境の保全に大きな役割を果たしている水田などの持つ遊水機能、地下水のかん養機能、景観形成機能など、農業の公益的機能を担うために必要な施策の実に努めます。また、グリーンツーリズムなど都市と農村の交流が持続的となり、それが新規就農者の確保につながるような事業展開に努めます。

施策項目	主要事業
農業基盤の整備	農業振興計画の策定 農業農村整備事業 農道整備事業 農道施設強化対策事業 中山間地域総合整備事業 経営体育成基盤整備事業 経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業） 農業基盤整備促進事業 農村環境整備事業 ため池等整備事業 農業集落排水事業 かんがい排水事業 農地情報管理システム整備事業
農業経営の充実強化	環境保全型農業の推進 農業生産の基礎的条件整備 生産調整推進対策事業(米政策改革推進事業) 健康で豊かな学校給食支援事業 ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業 地域農政推進対策事業 畜産経営の近代化促進 優良雌牛保留導入対策事業 畜産振興対策事業 畜産基盤再編総合整備事業 有機資源堆肥施設整備事業
担い手の確保	後継者、担い手組織の育成 農業団体等育成事業 専業農家の育成 新規就農者支援事業
特産品の振興	特定振興作物奨励事業 特産品等販売拠点整備 特産加工施設整備事業 なす、トマト、くり、果樹等の栽培の推進 健康で豊かな学校給食支援事業
多面的機能の活用	施設管理事業 中山間地域等直接支払推進事業 ふれあい市民農園の振興 観光農業・交流事業・食農教育事業の推進

(6) 林業

東濃ヒノキを中心とする広大な森林は新市の貴重な財産となっており、また新市の産直住宅は国産材住宅の中で高いシェアを有していますが、同時に、後継者確保難による森林の手入れ不足等が急傾斜地の崩壊につながるなど森林の保全が地域の重要な課題となっています。このため、森林整備事業を推進しつつ、生産団体の経営基盤強化を支援し、「東濃ヒノキ」のさらなるブランド化促進と供給体制の強化に努め、健全な林地管理のための体制整備に努めます。また、森林のもつ自然環境の保全機能、防災機能、レクリエーション機能などを有効に活かした林業施策の充実を図り、新しい森林ビジネスの創出と後継者の育成による林業経営の安定化に努めます。さらに、都市住民との交流や市民参画型の先導的事業を森林施策に導入することで、豊かな森林資源の保全・活用と新しい自然林の創出による林業の活性化に努めます。

施策項目	主要事業
林業基盤の整備	森林整備事業(森林整備、林道整備)
	森林環境保全整備 森林居住環境整備
	市町村森林整備計画の推進
	集材用ヘリポート整備事業
	林業育成指導事業 森林整備地域活動支援交付金 林業労働力確保支援事業 中核森林技術者定着促進事業
特産振興	東濃ヒノキのブランド化促進
	産直住宅の生産・流通振興とPR 木匠塾の推進 木造住宅の地域ブランド化
	しいたけ等特用林産物の振興
多面的機能の活用	市民の憩いの場づくりの推進
	施設管理事業 都市住民とのふれあい交流事業
	きのこ山の整備

4-6 元気都市づくり

(1) 土地利用

ゾーニングで示した各ゾーンの将来像をもとに、各地域の文化や歴史、地域住民の意向に沿った土地利用を進め、均衡ある発展の中にもそれぞれの地域性を活かした土地利用を進めます。

特に、新市では、「一本の鉄道、二本の大きな河川、三本の国道」によって各地域がつながっている構造や大規模なひのき林を抱える森林地域を有するなどの特色をふまえ、こうした社会基盤や自然条件を活かした適切な土地利用の誘導が求められています。

都市地域については、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、それぞれの用途や地域の特性に応じた適正な規制や誘導を図ります。

また、森林地域や農業地域では、乱開発を防止するとともにセカンドハウスの立地など周辺環境と調和した土地利用を進めることや、自然環境を活かした観光や交流、伝統産業などの受け皿としての多目的な活用を図ります。

産業関連の土地利用については、研究機関の設立や誘致などによって技術レベルの向上を図り、企業誘致や就業先の確保にもつながっていくような産業の活性化に向けた基盤整備を促進していきます。

こうした土地利用を進めていくための基礎調査として、地籍の明確化のための地籍調査の推進やG I S（地理情報システム）の整備に努めます。

施策項目	主要事業
計画的な土地利用の推進	適正な土地利用の推進
	地籍調査の推進
	G I S（地理情報システム）の整備
	地域公園整備の促進
	森林、石山の多目的活用
	自然環境と調和した土地利用の推進
	遊休農地の有効活用の促進

(2) 地域活性化

地域の自立的なまちづくりを支えるため、地域の個性や活力を十分活かすための地域拠点施設の充実を図るとともに、地域における市民・事業者の公益活動やボランティア活動への支援を行い、様々な分野の活動を担う団体等の育成に努めます。

さらに、各地域の伝統・文化を伝える個性ゆたかな祭りやイベント等の保存継承についても積極的に支援し、地域文化の醸成とともに地域間の交流を図ります。

また、新市の地域活性化のためには働く場の確保が重要であり、これまでこの地域を

支えてきた中津川市の工業の振興をさらに進めるため、工業の企業誘致に努めるだけでなく、農林業の企業化に向けた取り組みや新産業の振興などに努めるとともに、交流人口の増加も視野に入れ、産業振興イベントなど全域で開催できるものについては規模の拡大を図り、一体的な開催に努めます。

施策項目	主要事業
イベント開催	地域の個性を活かしたイベント等の支援 おいでん祭、与三郎まつり、花馬まつり、かわうえふるさとまつり、なめくじ祭、つけち森林の市、つけち夢まつり、福岡町ふる里祭り、きねふり祭、石彫のつどい等
	産業振興イベントの連携 産業フェア、菓子まつり、ふるさと馬籠ごへー祭、ひるかわMA I K A祭、産業祭等
地域資源の活用	伝統技能の調査・支援
	個性ある地域おこし事業の推進

(3) リニア・首都機能

超電導磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線は、21世紀のわが国の経済社会を支え、分散型国土の形成とゆとりある生活の実現に多大な貢献のできる路線であり、また、災害に強い国土づくりに向け、多重型交通ネットワークが構築されます。

さらに、エネルギーの有効利用や環境への影響という点において優れた大量高速輸送機関として期待されているため、その早期建設と東濃東部への停車駅誘致について、関係機関と連携して取り組みます。

国政全般の改革・東京一極集中の是正・災害対応力の強化等のため、国家プロジェクトとして取り組まれている首都機能移転について、近隣への誘致に向けて、環境に十分配慮（保全区域の設定等）しながら、関係機関と連携して取り組みます。

施策項目	主要事業
リニア	リニア中央新幹線建設促進事業
	リニア停車駅誘致運動推進事業
首都機能	首都機能誘致促進事業

(4) 国際交流・広域交流・姉妹交流

市民が主体となった国際交流活動を推進するため、海外派遣事業や市内在住の外国人との交流を深めるとともに、市民活動団体等との連携により、国際交流協会の設立をめざします。

市民の生活圏が広域化する中、この地域の振興と活性化を図るため、木曾地域や飛騨地域、恵那市、東濃西部との交流を深め、共通する課題に対し、情報交換、調査研究な

ど広域的事業を連携して推進します。

また、全国の各地から林間学校や観光農園、農業体験学校、芸術関連のイベントなどを通じて、交流人口の増大を図り、伝統産業や農林業での後継者の育成とともに観光産業の振興など新市全体の活性化をめざします。

さらに、姉妹都市との文化・教育交流を推進し、関係市町村の友好親善を深めるとともに、広く諸外国との交流を促進し、国際化に対応できる都市づくりを進めます。

こうした他地域との交流を進めるなかで、新市のイメージアップやPRを図り、そのための情報の受発信を積極的に進めていきます。

施策項目	主要事業
国際交流事業の推進	市民国際交流事業
	姉妹都市友好推進事業
広域行政の推進	広域行政事業
	県際交流事業
	広域交流の基盤づくり
姉妹交流事業の推進	ふれあい交流事業
	姉妹都市交流事業

(5) 市民サービス

支所的機能を各地域に配置するとともに、ITを活用し場所を選ばない行政サービスを推進し、福祉や防災等を中心に市民がアクセスしやすく情報を活用しやすい方策について検討します。

また、部局を越えた課題に対応する組織づくりやC・S(住民満足)活動の推進、事務改善のための積極的な職員提案制度の活用など、多様な市民ニーズに応えられる人材育成に努めます。

そのため、職員一人ひとりが市民に的確な対応ができるよう自らの携わる行政事務について責任をもつとともに、複雑かつ急激な情勢変化に対応していくため、潜在能力開発と自己能力開発を推進し、資質の向上に努めます。

さらに、市民が利用しやすく親しみのもてる市役所とするために、明るい笑顔、やさしく親切な対応、一言声かけを合言葉に、市民への細やかな配慮などの接遇態度の向上に努めます。

施策項目	主要事業
市民サービスの向上	情報化計画推進事業
	住民基本台帳ネットワークシステム事業
	戸籍事務電算化事業
	例規集データベース運用事業

	情報公開の推進
職員資質の向上	職員研修
	C・S(住民満足)活動の推進

(6) パートナーシップ

市民とともに「自らの責任」と「自らの選択」により地域の特性や多様なニーズを先取りした、市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画できる「市民参画のまちづくり」を推進します。

特に、各種審議会・委員会への公募による市民参加や事業の計画段階からの市民の参画、さらには、ボランティア活動を通じての市政への参加を促進することで、市民と行政のパートナーシップに基づく行政運営を推進します。

こうした取り組みを支えるものとして、情報公開をさらに充実させ、市政に関する様々な情報を市民と共有することで、事業の実施に関して市民がその必要性や成果を判断するための仕組みづくりに努めるとともに、情報ネットワークの活用等により広報広聴機能を強化し、双方向で容易に情報を受発信できる体制整備を図ります。

地域の個性や活力を十分活かすことができるよう、市民・事業者の公益活動やボランティア活動の支援に努め、様々な分野の活動を担う人材・団体の育成に努めます。さらに、これらの活動がより組織的、継続的に行われていくための手法であるNPOの育成を促進します。

施策項目	主要事業
市民参加の促進	情報公開の推進
	パブリックコメント等の実施
	地域活動の支援
市民活動団体への支援	NPO・ボランティア団体の育成・活動支援
	地域ボランティアリーダーの育成
	市民・事業者との連携

(7) 行財政運営

厳しい財政状況の中、8市町村が一日も早く一体となったまちづくりを進めることが必要であり、自主財源の安定確保と併せて各種合併特例措置を活用し、地方交付税、国及び県の補助金、地方債等を過大に見積もることなく、将来にわたり健全財政を維持するとともに、広い面積となる新市全体に効率良く均等にサービスが行き届く地域格差のない行政制度の確立をめざします。福祉や日常生活のサービスなど市民にとって身近な機能や部署は残しつつ、企画や管理機能などの整理・統合を進めます。

また、行財政運営の改革による効率的で弾力的な運用に努め、市民ニーズに即した事務の簡素化・スピード化に努めるとともに、健全な財政運営を維持するため、財政支出

の重点化や経常経費の抑制など、限られた財源を有効に活用することで効率的な財政運営に努めます。

第三者機関による定期的な評価などを通じて、行政評価を適切に機能させていくことにより、事業の目的や成果を市民に対してわかりやすく説明し（説明責任：アカウントビリティ）、社会環境の変化にスピーディーかつ柔軟に対応することで無駄のない効果的な施策を推進します。さらに、多様化・高度化する行政需要に対応するため、IT化による事務の改善、組織機構の見直し、職員の定員適正化をはかり、市民ニーズに即した効率的・効果的な行政運営の実現を図るとともに、民間活力の積極的活用についても十分配慮するものとします。

そのため、岐阜県情報スーパーハイウェイ、LGWANを利用し、げんきネット等各地域の地域イントラネットの全市的なネットワーク化を図り、市民の行政手続きの電子化等による電子自治体の推進に努めるとともに、GIS等情報システムの導入により教育、福祉、防災、防犯等において統一的な情報の利用とコスト削減を図ります。

民間資金や人材・組織を活用していくPFI、TMO等の導入や構造改革特区制度、ITビジネスモデル地区構想を検討しながら、民間の優れた技術や専門性・柔軟性を十分考慮したアウトソーシング（業務の外注）の推進に努め、市民・事業者・行政の連携強化に努めます。

施策項目	主要事業
効率的な行財政運営	新規・継続事業評価
	施策評価
	施設評価
	第三者機関による定期的な評価の実施
	契約管理の適正化
	財産管理（土地・建物）の適正化

注)

PFI：Private Finance Initiative の略。従来、公共機関が実施していた社会資本整備等の公共サービスを民間の資金を導入して、民間事業者を中心に実施する方式。

TMO：Town Management Organization の略。タウンマネジメント機関。市町村が立案したマスタープランにしたがい、中心市街地の活性化に向けた市街地整備と商業振興を一体的に進め、運営・管理を行う。

(8) 施設運営

人と自然にやさしく環境面に配慮した施設づくりをめざし、ニーズにあった効率のよい施設整備と利用手続きや運営方法などソフト面での改善に努めるとともに、既存施設の複合化と多面的利用の推進など施設の活用促進に努めます。

そのために、バリアフリー化、手すりの設置等これまで以上に障がい者、高齢者や幼児等が安心して利用できる公共施設づくりを進めるとともに、利用者の少ない施設をはじめ既存の公共施設の現状課題を徹底検証し、ニーズに合った効率のよい施設・設備へのリニューアルを推進していきます。

このように、公共施設について、市民の利用促進と利用しやすさを優先した管理運営に努めるとともに、地域住民の活動や交流の場である地域のコミュニティセンター等をはじめとする施設について、耐震整備などによる防災拠点化を進め、防災、コミュニティ形成等の機能を持たせ、様々な市民活動が活発に展開される多面的利用に向けた体系的な整備を推進します。

また、公共施設の新設については、市民要望、行政需要に基づき、建設目的、費用対効果、市民の受益予測を明確にしつつ、それに見合った施設の内容、規模、提供サービス、維持コスト等を精査したうえで計画的な施設づくりに努めます。

その際には、太陽光や太陽熱、風力などの新エネルギーや省エネルギー機器の積極的な導入により、自然にやさしく環境に配慮した施設づくりに努めるとともに、市民や事業者へのPR、普及を促進し、町内会等地域活動の中心である集会施設の整備について、新エネルギー導入等様々な面からの助成策を推進します。

施策項目	主要事業
公共施設の充実	公共施設の省エネルギー機器の導入促進
	公共施設の新エネルギー機器の導入促進
	庁舎等公共施設整備調査事業
	公園等の自治管理推進
防災・コミュニティ形成の拠点づくり	公共施設耐震診断調査事業
	公共施設の多面的な利用計画の策定

4-7 防災・情報都市づくり

(1) 消防・救急

常備消防・救急活動の充実のため、消防緊急通信指令装置、無線設備の整備などを通じた消防救急システムの整備を推進するとともに、分署の配置、アクセス道路網の見直しなどにより地域格差のない迅速な対応をめざします。また、森林火災等の大規模火災に対する体制についても調査し、整備を進めていきます。

高度な救急活動ができるよう、救急救命士の養成を推進するとともに、各分署への高規格救急車等の整備拡充を図ります。

また、救急については、医療機関との連携が不可欠であることから、小児科の救急体制の確立なども含め、関係機関と連携しながら進めるとともに、市民の救急講習を積極的に実施し、救命率の向上を図ります。

広域化した市域全体への対応のため、地域の消防活動の拠点施設となるコミュニティ消防センターの整備や消防団へのポンプ車、小型動力ポンプ積載車の配備等により、非常備消防の充実を図ります。

消火講習会、火災予防運動など市民の防火意識を高める啓発活動を推進するとともに、防火対象物の予防査察、指導等の予防業務の充実に努めます。

施策項目	主要事業
消防救急体制の整備	救急救命士養成
	救急講習会の充実
	消防体制の充実
	消防施設・設備の充実
	コミュニティ消防センター建設事業
	消防団活動の充実
	自主防災組織・設備の充実
森林等大規模火災への体制整備	

(2) 防災

現在の中津川市が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、新市も全域が同地域に指定されることになり、災害に対する市民啓発、住民どうしの連帯意識の高揚、自主防災組織の育成、他の自治体との協力体制の強化、公共施設の耐震強化対策などが求められます。

こうした点をふまえ、中津川市地域防災計画の見直しを行い、防災体制の強化による災害に強いまちづくりを進めます。その際、大規模地震だけでなく水害などの河川災害も含めて防災体制の強化について検討していきます。

速やかな情報収集及び伝達と円滑な防災活動を図るため、各地域の情報システムを有効に活用し、多元的な防災情報のシステムづくりを推進するとともに、コミュニティFM放送の活用や民間事業者と連携したCATV等による低コストでの防災情報システムの一体的整備など、整備手法も含めて検討します。

自治会組織等の協力のもとに地域における自主防災組織の育成に努めるなど、自主防災体制の一層の強化と防災訓練の実施、広報等による啓発及び生涯学習活動を通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。

避難所となる学校等の公共施設の耐震性調査、崖くずれの危険性のある急傾斜地等の危険箇所の把握に努め、必要に応じて補強、改修等を進め、災害時における安全性の確保を図るとともに、地震災害等の被害を最小限にとどめるため、延焼防止機能を有するオープンスペースの確保、一次避難所となる都市公園等の防災機能の整備を推進します。

地震災害時等における電気、水道等のライフライン確保のため、関係機関との連携を強化し、迅速な応急復旧体制の確立に努めるとともに、災害時における物資輸送、救助活動等に対応するための常設ヘリポート、大規模災害時の消火用水利と飲料水確保のための耐震性貯水槽の整備に努めます。また、水害などの河川災害に対して、治水や砂防、河川整備などの事業についての関係機関への働きかけを行っていきます。

施策項目	主要事業
防災体制の強化	防災アセスメント調査事業
	防災備品、備蓄品整備事業
	災害拠点病院機能の充実
	自主防災組織の育成
	応援協定の拡張
	コミュニティFM放送やCATVによる防災情報網の整備事業
地震対策の強化	公共施設耐震診断調査事業
危険箇所の解消	危険箇所の解消
	G I S を活用したハザードマップの整備

(3) 防犯

刑法犯認知件数は近年減少傾向にありますが、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪が後を絶たず、犯罪の態様も多様化しています。家庭においても、ドメスティック・バイオレンス（DV）などが発生しており、一人ひとりの市民が安心して暮らせる社会づくりを進めるために、地域社会での防犯力の向上をめざし、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。

そのために、関係機関や地域の自治会などと連携して、青少年育成組織、防犯組織等の活動支援に努めるとともに、市民の防犯意識を高める啓発活動の充実に努めます。

また、犯罪を軽微な段階で防ぐために、子ども110番の家の活用やDV対策、ストーリーカー対策等に対応できる相談窓口の設置等について、関係機関と連携しながら推進し

ていきます。

景観に配慮した街路灯、公園灯、交差点・カーブ灯等の防犯施設の整備に努め、セーフティライトアップを推進します。

施策項目	主要事業
安全な地域社会の形成	地域での防犯協力体制の構築
	自主防犯組織等の育成・活動支援
	子ども110番の家等の普及・活用
	防犯相談窓口の設置
防犯対策の充実	防犯灯設置事業
	防犯意識の高揚

(4) 情報

情報網の整備は、地域の交流や行政運営の効率化、観光など産業の活性化、市民サービスの向上、防災をはじめ、新市における施策のあらゆる分野に関連するものです。

光ファイバーを幹線とした情報通信ネットワークを全域にわたり整備し、高速イントラネットを構築することにより、広域化した市域をカバーする各種行政サービスへの活用を進めます。

また、福祉、防災等については市民と行政機関が双方向で情報を受発信できることが有効であり、確立されたイントラネット網を活用したシステムづくりを進めるとともに、幹線の有効活用のため民間事業者の利用促進に努めます。

地域情報化施策については、中津川市情報化推進協議会等住民組織との協力を推進し、情報都市としての基盤とシステムづくりに努めます。

さらに、FM放送やCATVの活用による防災情報の各戸への迅速な伝達や各種の地域イベント等の地域情報の共有化を図ることなども含め、情報システムの整備手法についても検討していきます。

広報は、親しみやすく、行政情報を手軽に入手できる媒体として、市民みんなに読まれる「広報なかつがわ」の充実に努めます。

インターネットの即時性を活かしたホームページや電子メールなど画像、音声等多様な媒体を利用した広報を推進し、行政情報の積極的で迅速な提供に努めます。

施策項目	主要事業
地域情報化の推進	情報通信ネットワーク構築事業
	地域情報化推進事業
	コミュニティFM放送やCATVによる地域情報網の整備事業
	情報講習会の開催
	地域イントラネット整備事業

	ケーブルテレビ運営事業
広報の充実	インターネットホームページ等の充実
	広報なかつがわ発行の充実

5. 新市における県事業

事業名
県単道路新設改良事業（主要地方道 中津川田立線 中津川市瀬戸地内）
県単道路新設改良事業（主要地方道 福岡坂下線 中津川市田瀬地内）
県単道路新設改良事業（主要地方道 中津川田立線 中津川市坂下地内）
県単道路新設改良事業（主要地方道 白川福岡線 中津川市福岡地内）
県単道路新設改良事業（一般県道 王滝加子母付知線 中津川市付知町、加子母地内）
県単道路新設改良事業（主要地方道 恵那蛭川東白川線 中津川市蛭川地内）
県単道路新設改良事業（一般国道256号 中津川市坂下地内）
県単道路新設改良事業（一般国道363号 中津川市阿木地内）
県単道路新設改良事業（一般国道256号 中津川市付知町地内）
県単道路新設改良事業（一般国道256号 中津川市下野地内）
県単道路新設改良事業（主要地方道 中津川田立線 中津川市北野地内）
県単道路新設改良事業（主要地方道 中津川南木曾線 中津川市馬籠地内）
県単道路新設改良事業（主要地方道 福岡坂下線 中津川市坂下地内）
県単道路新設改良事業（一般県道 阿木大井線 中津川市飯沼地内）
濃飛横断自動車道（中津川工区）整備事業
広域一般河川改修・鉄道橋緊急対策事業（一級河川坂本川）
県単河川局部改良事業（一級河川前川）
公共通常砂防事業
公共地すべり対策事業
公共急傾斜地崩壊対策事業
公共治山事業
県単治山事業
県営中山間地域農村活性化総合整備事業 蛭川 地区
県営中山間地域農村活性化総合整備事業 恵北地区
県営中山間地域総合農地防災事業 大久手地区
県営農村環境整備事業 花の湖地区
県営ため池等整備事業 松田地区
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 乙姫地区
県営一般農道整備事業 鯉ヶ平地区
県営ふるさと農道緊急整備事業 中津川南部 地区
水源森林総合整備事業（中津川市阿木地内）
水源森林総合整備事業（付知町白谷地内）
生活環境保全林整備事業（加子母村小郷東地内）
生活環境保全林整備事業（中津川市苗木高峰地内）

自然環境保全治山事業（付知町小谷地内）
地すべり防止事業（川上村丸野地内）
保安林管理道整備事業（加子母村猪の谷地内）
農山漁村地域整備交付金事業（三森山線）
農山漁村地域整備交付金事業（恵北東線）
農山漁村地域整備交付金事業（尾城山線）
県単林道事業（加茂東線）
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 山口2期地区
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 山口3期地区
県営かんがい排水事業（保全合理化型） 西山
県営かんがい排水事業（保全合理化型） 椀の湖
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 中津川1期
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 中津川2期
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 二軒屋
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 恵那地区
県営中山間地域総合整備事業 中津川北部地区
県営中山間地域総合整備事業 中津川西部地区
県営中山間地域総合整備事業 加子母地区
県営中山間地域総合整備事業 中津川東部地区
県営中山間地域総合整備事業 阿木地区
県営中山間地域総合整備事業 阿木北部地区
県営基幹農道整備事業 山口3期
県営農村環境整備事業（小水力） 加子母小郷
県営農村環境整備事業（小水力） 西山
経営体育成基盤整備事業 八布施
経営体育成基盤整備事業 福岡地区
経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業） 下野
県営かんがい排水事業（保全合理化型） 茄子川地区
県営かんがい排水事業（保全合理化型） 小郷地区
県営防災ダム整備事業 加子母防災ダム
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 打杭
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 共有
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 津戸
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 松本
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 会所沢
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業） 向山

県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業）	広沢
県営ため池等整備事業（農村地域防災減災事業）	足沢
県営農道施設強化対策事業	若宮大橋
県営農道施設強化対策事業	福岡大橋
県営農道施設強化対策事業	月柿橋
県営農道施設強化対策事業	大谷橋
県営農道施設強化対策事業	柏原川橋
県営農道施設強化対策事業	平成くらがり沢橋
県営中山間地域総合整備事業	やさか
県営農道施設強化対策事業	恵中恵北地区
県営農道施設強化対策事業	落合地区
県営農業基盤整備促進事業	高峰地区

6. 公共的施設の統合整備の方針

新市の公共的施設については、各地域の特性やバランスのとれた配置とすることを考慮するとともに、一体的で効率的なまちづくりを進めるという観点から、統合整備について検討します。

なお、統合整備にあたっては、市民生活に急激な影響を及ぼすことのないよう十分配慮するとともに、財政事情等を考慮し検討するものとします。

7. 財政計画

■ 歳入

市税

今後の税制改正や、経済の動向が不明であることから、令和元年度から 97 億円で推移する計画としました。

地方交付税

普通交付税の合併特例期間が終了し、令和 2 年度からは一本算定による見通しとしました。また、人口減少の影響を加味し、令和 3 年度以降は 97 億円で推移する計画としました。

国からの交付金など

国の政策により増減するため、計画期間内は、令和元年度当初と同額で推移する計画としました。なお、消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金の増額が見込まれますが、不確定要素が大きいため、今回の計画では見込んでいません。

市債（施設整備分）

市債については、財政計画に沿って「返す以上に借りない」を原則とし、新規借入額を計上しました。

合併特例債の活用期限が令和 6 年度まで 5 年間延長されたこと、リニア関連事業をはじめとする大型事業が控えていることから、令和 6 年度までの借入額を毎年 35 億円（臨時財政対策債を含む。）で推移する計画としました。

その他（国県補助金等）

その他は、国・県補助金をはじめ、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入及び基金繰入金などが含まれます。

■ 歳出

人件費

職員定員計画に基づき、段階的に減少する計画としました。

公債費

総合計画に基づき計画している大型事業が多く控えており、財源に地方債を活用することから、公債費は下がることなくほぼ同水準で推移する計画としました。

扶助費

医療費の伸び等を勘案し、増額で計画しました。

繰出金

各会計の独立採算、収入確保等による経営改善を見据え、徐々に減少する計画としました。

行政運営費

維持管理経費の削減を実施すること、義務的性質の強い事業や長く継続している事業を見直し、スリム化することなどに努め、毎年度着実に減少する計画としました。

施設等整備費

総合計画に基づき計画しているリニア関連事業をはじめとする大型事業が控えていることから、令和6年度までの事業費を毎年53億円で計画しました。

財政計画

単位：億円

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳入																					
市税	97.3	98.3	100.4	111.4	113.9	105.0	102.6	104.9	102.5	103.0	105.4	103.5	105.0	107.8	110.8	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
地方交付税	136.8	129.3	122.2	120.1	123.5	130.3	139.7	141.6	141.0	139.3	135.4	132.6	126.6	119.7	115.9	101.0	100.0	97.0	97.0	97.0	97.0
国からの交付金等	23.8	25.2	28.3	20.0	19.0	17.9	18.0	17.0	15.7	15.9	16.2	23.1	20.8	22.3	23.1	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
地方債	21.8	50.6	31.6	39.0	38.5	28.8	38.1	26.6	33.5	31.8	42.6	24.8	24.9	27.4	30.5	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
その他	136.4	114.9	87.5	98.6	98.3	128.5	123.2	106.0	98.8	110.6	107.8	113.1	129.9	139.2	136.8	123.0	124.0	127.0	126.0	128.0	125.0
合計	416.1	418.3	370.0	389.1	393.2	410.5	421.6	396.1	391.5	400.6	407.4	397.1	407.2	416.4	417.1	374.0	374.0	374.0	373.0	375.0	372.0
歳出																					
義務的な経費	222.9	221.5	228.0	234.3	228.5	233.7	239.5	237.0	233.6	225.0	220.2	219.0	218.8	215.3	210.2	224.0	227.0	227.0	227.0	230.0	228.0
人件費	87.0	81.5	84.9	86.0	83.5	82.5	77.3	73.8	73.6	71.6	66.9	66.0	61.9	63.0	65.3	65.0	67.0	66.0	65.0	66.0	65.0
公債費	55.7	55.6	61.1	65.8	58.7	61.9	60.0	57.0	56.0	48.6	43.5	42.2	43.9	42.9	39.7	37.0	38.0	39.0	40.0	40.0	39.0
扶助費	27.6	29.9	31.1	34.1	33.8	36.1	47.9	49.8	49.3	50.8	55.1	55.4	58.2	57.6	54.7	54.0	54.0	55.0	55.0	57.0	57.0
繰出金	52.6	54.5	50.9	48.4	52.5	53.2	54.3	56.4	54.7	54.0	54.7	55.4	54.8	51.8	50.5	68.0	68.0	67.0	67.0	67.0	67.0
その他の経費	169.6	160.9	124.3	134.3	147.1	156.5	152.7	132.7	140.9	153.5	164.6	146.6	161.4	168.5	168.9	150.0	147.0	147.0	146.0	145.0	144.0
行政運営費	83.9	119.9	79.4	75.9	94.3	97.6	88.4	92.6	97.0	101.0	125.3	104.4	113.3	116.2	118.2	95.0	94.0	94.0	93.0	92.0	91.0
施設等整備費	85.7	41.0	44.9	58.4	52.8	58.9	64.3	40.1	43.9	52.5	39.3	42.2	48.1	52.3	50.7	55.0	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0
合計	392.5	382.4	352.3	368.6	375.6	390.2	392.2	369.7	374.5	378.5	384.8	365.6	380.2	383.8	379.1	374.0	374.0	374.0	373.0	375.0	372.0